

第 2 次
長 浜 市
環 境 基 本 計 画

令 和 6 年 3 月 中 間 見 直 し 改 定
平 成 3 1 年 3 月 策 定
長 浜 市

目次

序章 計画のめざすもの	1
1. 策定の背景と趣旨	1
2. 環境基本計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
第1章 環境面からみた長浜の現状と課題	3
1. 環境まちづくりの現状	3
2. 市民・事業者の環境に対する意識	11
3. 第1次計画の取組状況	13
4. 環境まちづくりの課題	16
第2章 環境まちづくりをすすめる基本的な考え方	19
1. めざす環境像	19
2. 施策の体系	20
3. 環境像の実現に向けた基本方針	22
第3章 環境まちづくりの取組	24
第4章 重点施策	38
1. 重点プロジェクトの設定	38
2. 重点プロジェクトの内容	39
第5章 計画の推進	53
1. 計画の推進体制	53
2. 計画の進行管理	54

資 料 編

序章 計画のめざすもの

1. 策定の背景と趣旨

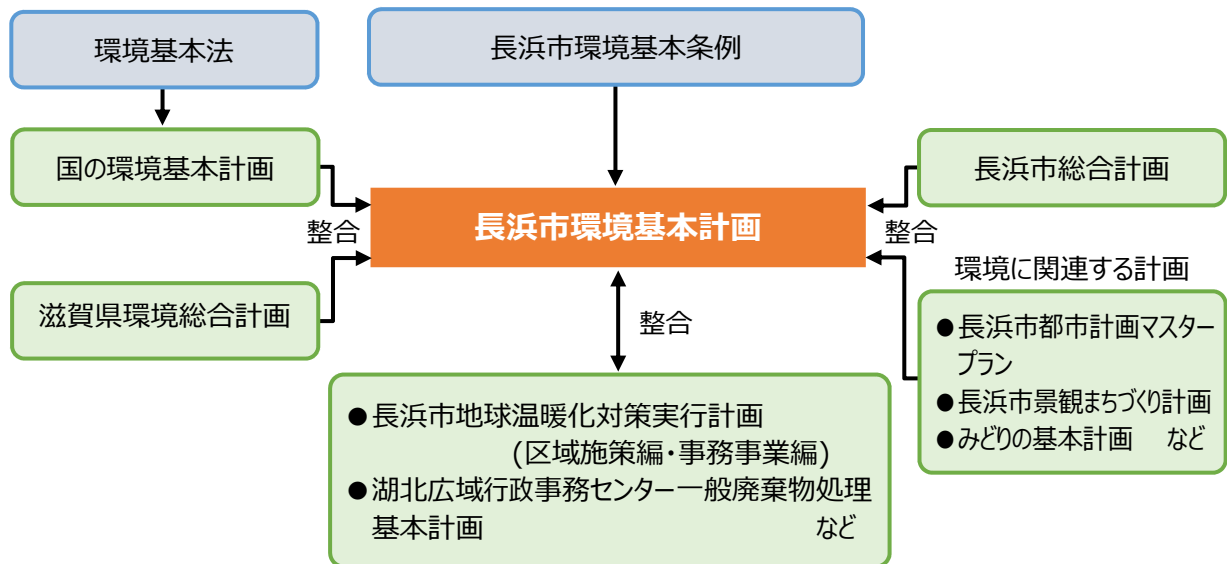
本市では、2009（平成 21）年 3 月に「ながはま環境まちづくりプラン 21（長浜市環境基本計画）」を策定し、めざすまちの姿「自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま」の実現に向け、環境保全に関する様々な施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

計画を策定して以降、資源循環や生物多様性の喪失、地球温暖化といった問題に加え、エネルギーに関する問題など新たな課題も発生しています。また、2016（平成 28）年には地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとしてパリ協定が発効するなど、環境問題とその対策をめぐる状況は日々変化しています。

このような中、長浜市環境基本計画が計画期間の満了を迎えることから、このような環境に関する社会動向の急激な変化に加え、日常生活や事業活動から生じる環境問題に対し、市民、市民活動団体、事業者とともに共通認識を持って対応を図っていくため、第 2 次長浜市環境基本計画を策定しました。

2. 環境基本計画の位置づけ

本計画は、長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第 11 条の規定に基づき策定します。国・滋賀県の法令や計画を踏まえるとともに、長浜市総合計画や環境に関連する計画と整合を図り、総合計画を環境面から実現する役割を持っています。



【計画の位置づけ】

3. 計画の期間

本計画の期間は、下記のとおり設定します。

計画期間を前期と後期に分け、後期は2024年度から2028年度の5年間とします。

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第2次長浜市 環境基本計画										
	前期5年間					後期5年間				

4. 計画の対象

本計画で対象とする環境の範囲は以下のとおりです。

区 分	対 象
自然環境	山林、里地里山、河川、琵琶湖などの自然、農地、動植物 など
生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、化学物質汚染 など
快適環境	公園、緑地、景観、美化、歴史・文化的資源 など
循 環	資源、エネルギー、バイオマス、廃棄物、水循環 など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、省エネ など
人づくり	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報 など

第1章 環境面からみた長浜の現状と課題

1. 環境まちづくりの現状

(1) 自然環境

■動植物

本市は伊吹山系の山々や淀川水系の河川、琵琶湖、里地里山など自然環境を有しており、多様な動植物が生息しています。特に河川の上流域にある奥山林は、スギを交えたブナやミズナラなどの多様性が豊かな天然林・混交林が広がり、琵琶湖の水源かん養機能を発揮させる重要な役割を果たしています。

琵琶湖岸ではヨシ群落が広がり、多くの水鳥が生息しています。また、姉川に代表される河川では、アユ、ビワマスなどの産卵場所として重要な環境となっています。

早崎内湖は、多くの生物が生息するビオトープです。ヨシやガマなどの水生植物が生育範囲を広げており、フナ、メダカなどが確認されています。

本市の保全すべき希少な野生生物としては、北部山岳地に分布するムラサキヤシオツツジ、ツルタチツボスミレなどの冷温帯性植物、竹生島のタブノキ林、山門湿原のミツガシワやヒダサンショウウオ、遠浅の自然湖岸に飛来するオオヒシクイやコハクチョウ、木之本のオオサンショウウオなどがあります。



早崎内湖ビオトープ

■外来生物・鳥獣害対策

滋賀県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、外来生物法の特定外来生物に指定されているオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ、アレチウリなどによる生態系や景観、産業への影響が懸念されています。こうした状況を受け、市では県と協力してナガエツルノゲイトウを、また、地元住民と協働でナガエツルノゲイトウとアレチウリの駆除を行っています。

鳥獣害としては、カワウやイノシシ、ニホンジカなどが問題となっています。特にカワウについては、フン害等により竹生島の樹木が枯れたり、琵琶湖の在来魚を捕食するなど、森林や湖沼生態系、水産業に深刻な被害を与えています。こうした状況を受け、カワウの捕獲や地元住民と協働で島の植生回復のための植樹などを行っています。

また、中山間地では里山林の荒廃、耕作放棄地の増加などが一因となり、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどが農作物に大きな被害をもたらしており、防護柵の設置や捕獲を継続的に行っています。

(2) 生活環境

■水環境

主要河川として、姉川・草野川・高時川・余呉川など 93 本の一級河川があり、いずれも淀川水系に属し、琵琶湖に注いでいます。これらの河川が市域の大部分を縫うように流れ、用水面・景観面で重要な役割を果たしています。広範囲に市域を通過している姉川や草野川・高時川・余呉川には、特に自然のみどりが多く見られます。市街地周辺を流れる長浜新川や市街地を流れる米川、十一川などは、市民が水辺に親しむ空間となっています。河川は地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、農業用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺を構成する重要な要素となっています。

本市でも河川の水質状況を把握するため、36 地点で継続的に水質調査を行っています。2022（令和 4）年度においても、全般的に大きな変化はなく、概ね環境基準値内となっています。令和 4 年 8 月豪雨による土砂崩壊などに伴い高時川上流で継続的な濁水が発生し、周辺地域および河川環境に大きなダメージを与えています。令和 5 年 8 月現在もその影響は続いており、滋賀県・関係機関と連携し原因の究明をはかるとともに、環境の回復に取り組んでいます。

■大気環境

本市の大気環境については、簡易調査法による積算量調査と自動計測器による調査を行っており、滋賀県においても自動測定局等による調査を実施しています。

2009（平成 21）年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）については滋賀県が県内 9 箇所で見守りを行っています。2022（令和 4）年は早春から夏に高い値が確認されましたが、その他の季節は低い状態を保っており、環境基準と比較しても年平均値は環境基準（15 μg/m³）を満たしています。日平均の環境基準（35 μg/m³）については超過する日がありますが、注意喚起のための暫定的な指針となる値（70 μg/m³）を超えた日はありません。

■公 害

2022（令和 4）年度に寄せられた公害関係の苦情総件数は 39 件で、種類別に見ると悪臭が 20 件と最も多く、続いて水質 8 件、騒音 8 件となっています。特に、水質では油漏れを原因とする苦情、悪臭では事業所に対する苦情が多く寄せられています。

公害苦情の種類別対応件数

年度	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
H29	0	14	2	7	0	0	3	13	39
H30	0	16	0	3	0	0	2	17	38
R1	0	9	0	1	1	0	3	7	21
R2	0	18	0	9	0	0	12	0	39
R3	0	14	0	1	0	0	4	4	23
R4	0	8	0	8	1	0	20	2	39

資料：長浜市環境年次報告書

(3) 快適環境

■緑環境

本市では、自然公園として琵琶湖を中心に琵琶湖湖岸、余呉湖周辺及び竹生島が「琵琶湖国定公園」に指定されており、3,295haが該当します。また、竹生島の一部及び葛籠尾（つづらお）半島の一部は、自然公園特別保護地区にも指定されています。公園・緑地としては、計36箇所、164.68haが整備されており、一人あたりの都市公園面積は13.75m²となっています。一部の街区公園などでは、地域の団体と協力して公園の維持管理を行っています。

その他にも、家庭や地域における緑化に対する助成や苗木の配布、また、花の寄せ植え教室などの開催により市街地の緑化を推進しています。

■歴史・文化資源

本市は小谷城跡や姉川古戦場、竹生島、神社仏閣、古墳など多様な歴史・文化資源を有しており、国友町や石田町、小堀町、高月町雨森などでは、地域の歴史文化を活かしたまちづくりがすすめられています。また、北国街道をはじめ、旧長浜地域には、伝統的様式の建物が集積するとともに、城下町時代の区画割や敷地の形状がよく残され、歴史的なイメージを色濃く残しています。

このほか、ユネスコの無形文化遺産及び国指定重要無形民俗文化財である「長浜曳山祭の曳山行事」や富田人形など、多くの歴史ある行事や伝統芸能が市民の手によって守り、受け継がれています。

■景観

本市では、これまでに本市の景観上、特に重要な区域を景観形成重点区域として10区域を指定し、長浜らしい景観づくりを推進するとともに、ホームページ等を通じて、市民や事業者の景観に関する意識醸成を図っています。

また、奥琵琶湖、葛籠尾（つづらお）崎の西側に広がる西浅井町菅浦の湖岸集落景観が、2014（平成26）年10月6日、国の重要文化的景観に選定されており、地域住民や来訪者の文化的景観に関する理解を深めるための活動がすすんでいます。

本市の住宅総数は約4万9千戸で、そのうち約3千6百戸が空き家となっており、空き家の増加による景観の悪化などが懸念されます。

■環境美化・不法投棄

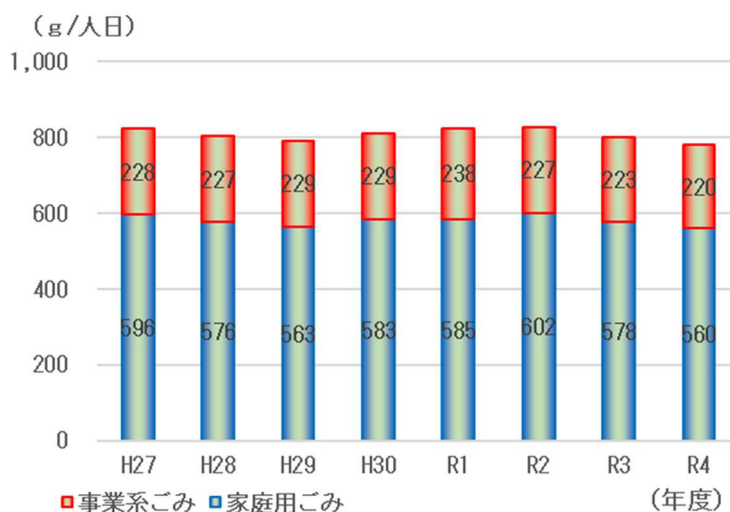
本市では市民と協力して河川・側溝の清掃や琵琶湖・余呉湖の一斉清掃など積極的に環境美化活動を行っています。しかし、幹線道路の歩道に加え、林道や河川敷などでは依然として空き缶などのごみの投棄が見られるほか、ペットの飼育マナーなどが問題となっています。

(4) 循環

■ごみの排出量

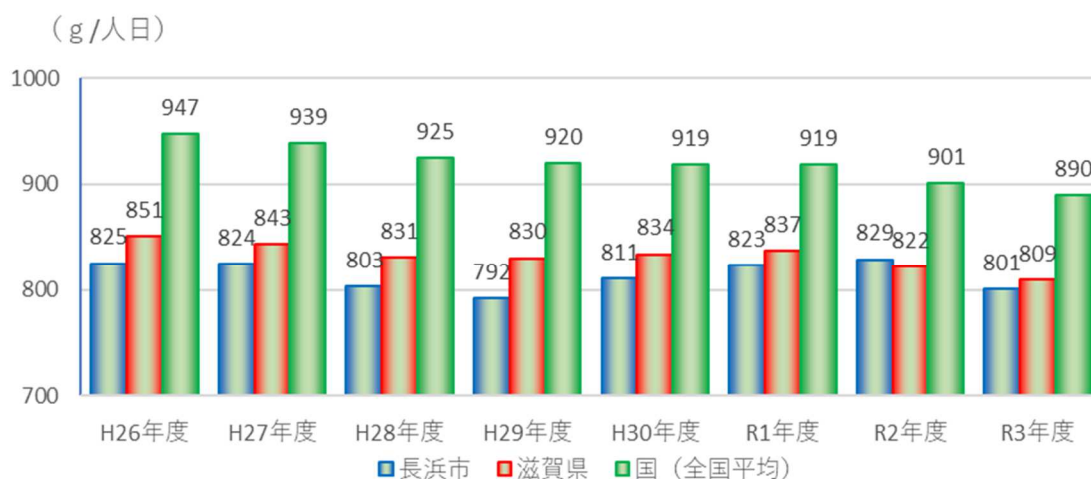
本市の市民1人1日あたりのごみ排出量について、近年は減少傾向にあり、2022（令和4）年度の生活系ごみは780gとなっています。

また、本市の市民1人1日あたりのごみ排出量は滋賀県や全国の平均値よりも少ない傾向にあります。



【家庭系と事業系の1人1日あたりのごみ排出量の推移】

資料：湖北広域行政事務センター



【市民1人1日あたりのごみ排出量の推移】

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
湖北広域行政事務センター

国が2018（平成30）年5月に策定した廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル））・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備が推進されています。

本市においても廃棄物処理施設の老朽化がすすんでいることから、現在新施設の整備をすすめています。

■ごみの資源化

本市の資源ごみの回収量については、多くの品目で減少していますが、これは様々な事業者による資源ごみ回収の取組が普及してきたためです。

長浜市の資源ごみ回収量

(単位：t)

品目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
ペットボトル	199	193	207	211	220	220	229
発泡スチロール	69	69	62	62	74	75	76
紙パック	42	40	40	40	41	39	38
アルミ缶	45	43	44	46	55	53	57
スチール缶	127	124	126	124	128	121	114
無色びん	296	284	274	248	245	243	232
茶色びん	241	230	232	223	217	219	217
その他有色びん	89	88	89	91	94	95	92
新聞	595	485	451	409	406	379	357
ダンボール	656	611	615	619	680	643	634
雑誌・チラシ	1,040	876	841	764	731	662	625
古布(古着)	200	189	195	201	217	199	183
プラスチック製容器包装	814	825	824	819	842	805	796
使用済み乾電池類	33	34	41	40	35	30	35
使用済み蛍光管	9	10	9	10	11	10	8
ライター	2	2	2	2	2	2	2
合計	4,457	4,103	4,052	3,909	3,998	3,795	3,695

資料：湖北広域行政事務センター

■下水道

生活排水処理対策をすすめ、公共下水道の普及率は84.1%、農業集落排水の普及率は15.7%、下水道事業の普及率は99%を超えており、引き続き未水洗化世帯に対する普及促進に努めています。また、浄化槽の設置状況は下水道への移行により年々減少しておりますが、下水道管の未達地域や土地構造上の問題により配管ができない場合には新規設置があります。

農業集落排水事業は、処理施設の機能維持を図るとともに、水生生物の保全のため、施設内での消毒工程における塩素の使用量抑制に努めています。

公共下水道の普及状況

各年度末現在

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理区域面積(ha)A	3,475.8	3,522.0	3,550.5	3,559.7	3,661.4	3,743.0
行政区域内人口(人)B	118,808	118,125	117,403	116,444	115,464	114,524
処理区域内人口(人)C	94,011	94,829	95,115	94,874	95,788	96,290
処理区域化内水洗化人口(人)D	87,711	88,913	89,463	89,468	90,544	91,183
処理区域内世帯数(世帯)E	36,402	37,226	38,187	38,606	39,448	40,335
処理区域内水洗化世帯数(世帯)F	33,787	34,758	35,790	36,268	37,141	38,048
普及率(%)C/B	79.1	80.1	81.0	81.5	83.0	84.1
水洗化率[人口](%)D/C	93.3	93.8	94.1	94.3	94.5	94.7
水洗化率[世帯](%)F/E	92.8	93.4	93.7	93.9	94.2	94.3

資料：令和5年度長浜市環境年次報告書

農業集落排水整備率

各年度末現在

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理区域面積(ha)A	1,463.5	1,416.2	1,331.2	1,324.2	1,242.7	1,142.7
行政区域内人口(人)B	118,808	118,125	117,403	116,444	115,464	114,524
処理区域内人口(人)C	24,305	22,919	21,811	21,149	19,316	18,010
処理区域化内水洗化人口(人)D	23,477	22,123	21,045	20,579	18,795	17,560
処理区域内世帯数(世帯)E	8,491	8,241	8,082	7,976	7,337	6,921
処理区域内水洗化世帯数(世帯)F	8,256	7,991	7,842	7,752	7,139	6,746
普及率(%)C/B	20.5	19.4	18.6	18.2	16.7	15.7
水洗化率[人口](%)D/C	96.6	96.5	96.5	97.3	97.3	97.5
水洗化率[世帯](%)F/E	97.2	97.0	97.0	97.2	97.3	97.5

資料：令和5年度長浜市環境年次報告書

浄化槽設置状況

各年度末現在（単位：基）

区 分		H29	H30	R1	R2	R3	R4
5～20人槽	単独	1,165	1,159	1,149	1,144	1,139	655
	合併	424	421	412	406	402	679
21～100人槽	単独	196	196	194	194	193	125
	合併	61	59	59	58	57	88
101～200人槽	単独	7	7	7	7	7	3
	合併	31	31	31	30	30	33
201～300人槽	単独	1	1	1	0	0	0
	合併	16	15	15	15	15	13
301～500人槽	単独	1	1	1	1	1	1
	合併	17	17	17	17	17	16
501～人槽	単独	0	0	0	0	0	0
	合併	45	45	45	45	45	35
合 計	単独	1,370	1,364	1,352	1,346	1,340	784
	合併	594	588	579	571	566	864
	計	1,964	1,952	1,931	1,917	1,906	1,648

※令和4年度に浄化槽の台帳整備事業を実施。

資料：長浜市環境年次報告書

■市内での再生可能エネルギー導入状況

本市の総面積は68,079haで、その内森林面積が37,293ha、総面積の約55%を占めています。本市においては、森のエネルギー活用に関する補助や太陽光発電システムなど設置に関する補助などにより、再生可能エネルギーの導入をすすめています。

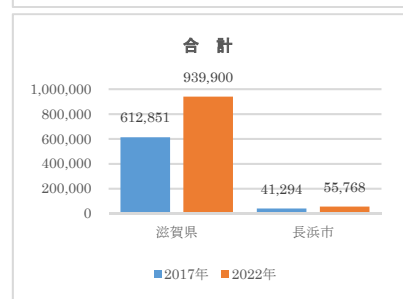
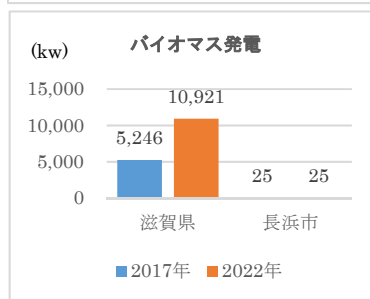
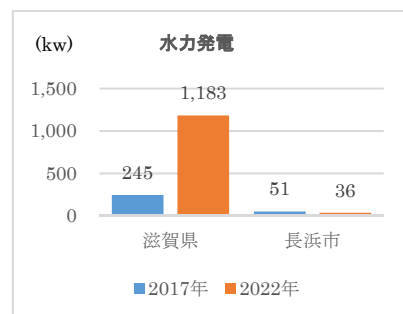
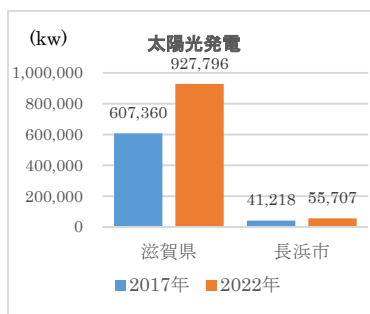
しかし、県内の固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入量に占める本市の割合は約5.9%と、

比較的少ない状況で

す。日照時間や森林資源

など、市内各地の特性を考慮し、

さらなる再生可能エネルギーの導入が課題となっています。



【固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入状況】

資料：資源エネルギー庁

■公共施設における再生可能エネルギーの導入状況

市内の公共施設には、再生可能エネルギー設備として庁舎や小学校など17施設に約304.1kwの太陽光発電設備が設置されており、健康パークあざいにバイオマスボイラー（170kw）が設置されています。

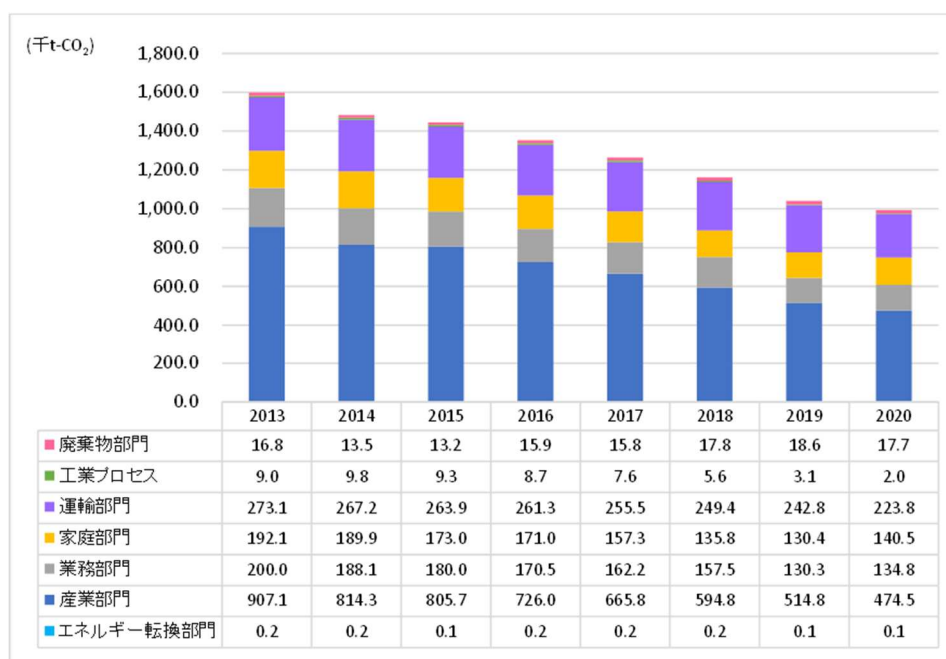
(5) 地球環境

■温室効果ガス総排出量

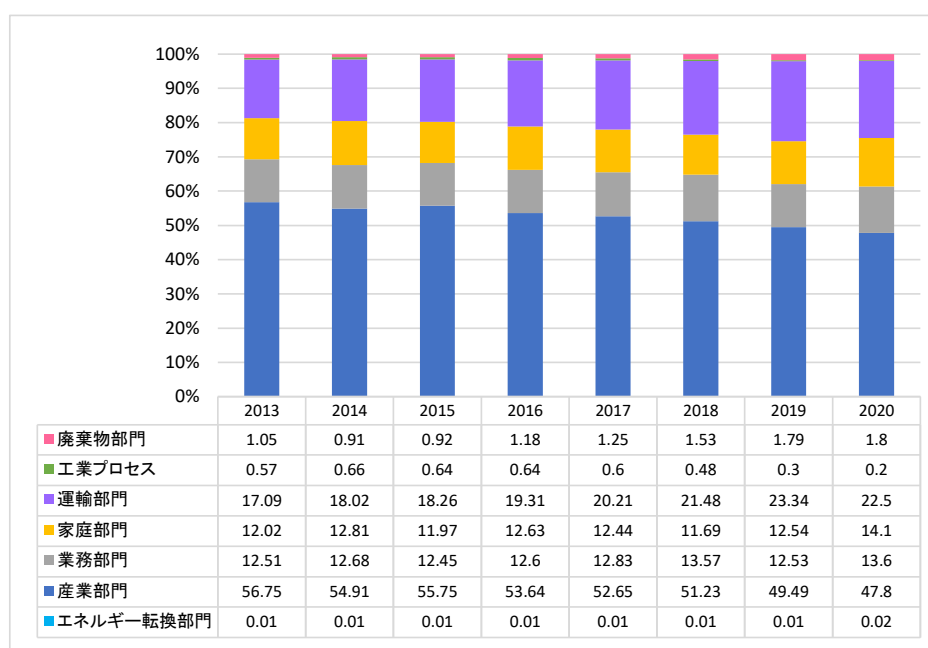
本市における2020年度の温室効果ガス総排出量は993.3千t-CO₂でした。これから森林吸収量を差し引くと、952.8千t-CO₂となり、2013年度以降減少傾向にあります。

温室効果ガス排出量を部門別にみると、廃棄物部門以外は減少傾向にあります。部門別に推移をみると、廃棄物部門は増加率が最も高く、産業部門や運輸部門は減少しています。

2020年度の温室効果ガス排出量の内訳をみると、産業部門が約47.8%と最も高く、次いで運輸部門が約22.5%、家庭部門が約14.1%となっています。



温室効果ガス排出量の推移（部門別内訳）



温室効果ガス排出の割合の推移

(6) 人づくり

■環境教育・学習会の実施状況

学校の環境教育としては、子どもたちが楽しみながら川の中にすむ生きものを調べる「長浜市水生生物少年少女調査隊」を1987（昭和62）年から実施しており、2022（令和4）年までに、延べ8,937人の隊員が活動してきました。

また、環境教育担当教諭などを対象にして、滋賀県総合教育センターや夏休み中の出前講座などでの研修・講習をすすめ、指導力の向上と新たな情報収集による指導内容の充実に努めています。

家庭や地域、職場での環境学習としては、「水鳥観察会」「まちづくりセンター等事業での環境・ECO学習講座」「淡海生涯カレッジ長浜校」「夏休みリサイクル工作コンテスト」を実施しています。

さらに、地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、毎年環境推進員研修会を開催しています。

湖北町今西の湖岸には湖北野鳥センターを設置し、全国的にも数少ない直営のビジターセンターとして、野鳥を中心とした豊かな自然の普及啓発や、環境保全の拠点施設として運用しています。

■環境保全団体などの活動

本市には、環境に関する活動や情報などを提供している「美しい長浜をつくる会」「米川支流環境づくり協議会」「ながはまアメニティ会議」「長浜市消費学習研究会」などがあります。

美しい長浜をつくる会は、市民が実践活動を通じて環境美化の認識を高め、琵琶湖を守り、住み良い地域環境をつくるための啓発と事業の企画・推進を行っています。

米川支流環境づくり協議会は、市街地の中心を流れる米川支流で、約2か月に1回の河川パトロール（河川清掃）を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開しています。

ながはまアメニティ会議は、市民、各種団体及び事業者の創意と英知により、市民の手によるアメニティながはまをつくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的として活動しています。水鳥観察会、ヨシ植え、星空観望会、長浜市「環境にやさしい日」での啓発イベントなど、意識啓発に関する事業を展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を行っています。

長浜市消費学習研究会は、消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的として活動しています。



ながはまアメニティ会議による清掃活動とヨシ植え活動

2. 市民・事業者の環境に対する意識

本計画の策定にあたり、市民・事業者を対象に、環境に関する課題を洗い出すとともに、今後の環境施策推進の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。回収数や回収率は以下のとおりです。

対象者	市民（20歳以上）	事業所
調査期間	2017（平成29）年12月8日～25日	
配布数	1,000件	200件
回収数	415件	96件
回収率	41.5%	48.0%

（1）市民

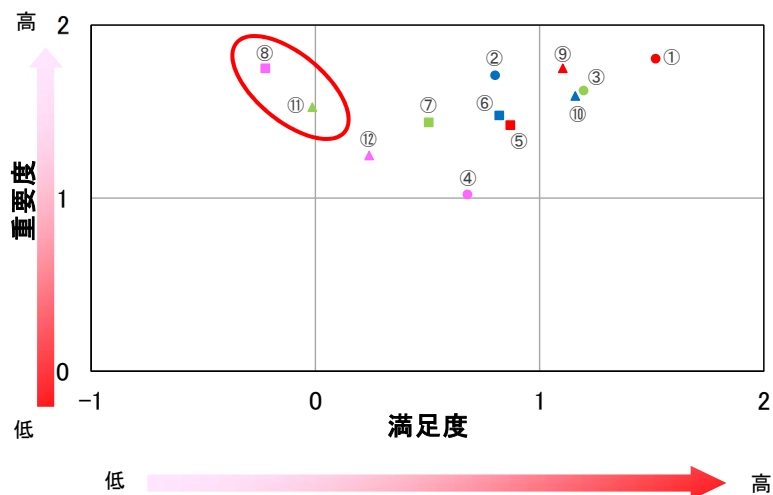
アンケート回答者の性別割合は、女性が53.5%で、年齢層は50代以上が62.4%を占めています。

■身近な地域の環境や環境問題全般について

地域の環境に関する満足度が高いのは、空気のきれいさ、騒音や悪臭がないことなどで、重要度も高くなっています。

公共の広場・公園などの充実、ごみの投げ捨てについては、重要度が高い一方で満足度が低いことがわかります。

【地域の環境の重要度と満足度】



- ①空気がきれいである
- ②川の水
- ③森や川などの自然が豊かであるがきれいである
- ④野生の動物や昆虫など、多くの種類の生きものがある
- ⑤自然とふれあう場所が多い
- ⑥自然や街並みの景観が美しい
- ⑦田んぼや里山が十分に管理されている
- ⑧道路などにごみが投げ捨てられていない
- ⑨気になる臭い(悪臭)がない
- ⑩静かである(工場などの騒音が気にならない)
- ⑪公共の広場・公園などが充実している
- ⑫環境学習・環境保全活動を行う機会・場がある

(2) 事業所

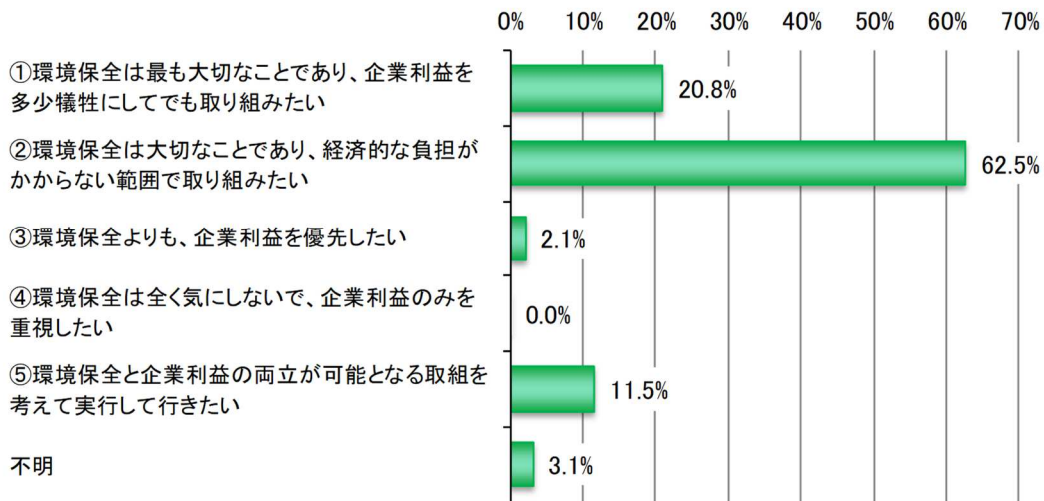
アンケート回答事業所の業種割合は製造業が 42.7%で、従業員数は 10～49 人が 43.8%で一番多くなっています。

■環境への影響や環境保全に対する考えについて

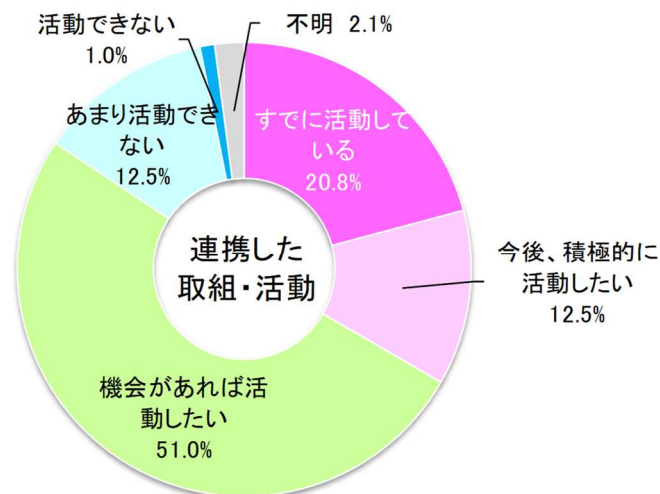
事業活動において環境保全に取り組む意義としては、企業の社会的責任として考えている事業者が多いものの、経済的な負担がかからない範囲で取り組みたいと考える事業者が6割を超えており、設備投資などにコストがかかることが課題となっています。

地域の環境保全のために市民や市と連携してすでに活動している事業所は2割に留まっていますが、活動したいと考えている事業者は6割を超えています。それらの事業所が活動しているもしくは今後活動したい内容としては、緑化・美化活動への参加が最も多くなっています。

【環境保全と企業利益】



【市民や市と連携した環境保全活動の状況】



3. 第1次計画の取組状況

第1次計画では、2009（平成21）年度から2018（平成30）年度までの10年間において、めざすまちの姿「自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま」の実現に向け、6の基本目標、18項目の施策の柱、40項目の基本施策を掲げ、22の目標指標による進捗管理を行いながら、取組を推進してきました。

（1）目標指標の達成状況

22の目標指標のうち、達成できた指標は8指標（約36%）、達成率が80%を超える指標は8指標（約36%）となっています。達成率が最も低い指標は、「レジ袋削減協定の締結店舗数」で15.0%になっています。

基本目標別にみると、「まちの個性と魅力づくり」は全ての指標が達成できており、「健全な空気や水の確保」は達成率が全て80%を超えています。

こうした目標指標の達成状況を考慮し、第2次計画においては新たな目標指標を設定します。

＜豊かな自然の維持・回復をめざします＞

項目	単位	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	H28実績値 (年度)	達成率 (%)
保存樹の指定箇所数	か所	46 (H21)	100 (H30)	80	80.0
耕作放棄地面積	ha	212 (H21)	40.0 (H30)	64.3	62.2
自然体験型学習の年間参加者数	人/年	853 (H21)	1,600※ (H30)	1,933	達成

＜健全な空気や水の確保をめざします＞

項目	単位	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	H28実績値 (年度)	達成率 (%)
市内河川のBOD濃度	地点	全地点 (H21)	全地点 (H30)	36/41	87.8
下水道普及率	%	77 (H21)	95 (H30)	79	83.2
大気環境基準適合率		3項目全て 環境基準適合	3項目全て 環境基準適合	3項目全て 環境基準適合	達成
騒音に関する環境基準達成率	%	80 (H21)	100 (H30)	100	達成
環境こだわり農作物の栽培面積	ha	2140 (H21)	2660 (H30)	3,155	達成
環境保全協定の締結事業所数	事業所	26 (H24)	45※ (H30)	36	80.0

《もの・水・エネルギー循環の向上をめざします》

項目	単位	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	H28実績値 (年度)	達成率 (%)
市民1人日あたりのごみ排出量	g	830 (H21)	790 (H30)	803	98.4
家庭ごみのリサイクル割合	%	18.6 (H21)	30 (H30)	22.9	76.3
レジ袋削減協定の締結店舗数	店舗	10 (H21)	100 (H30)	15	15.0
再生可能エネルギー利用設備 導入世帯数	%	1.4 (H21)	6.4 (H30)	5.49	85.8

《地球市民としての役割を果たすことをめざします》

項目	単位	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	H28実績値 (年度)	達成率 (%)
長浜市のCO ₂ 総排出量の削減 量等	万t	94 (H21)	73 (H32)	107 (H26)	68.2
公用車に占める低公害車の割 合	%	20 (H21)	60 (H30)	57.4	93.5

《まちの個性と魅力づくりをめざします》

項目	単位	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	H28実績値 (年度)	達成率 (%)
身近に親しめるみどりの量(市 民1人あたり)	m ²	13 (H21)	13 (H30)	13.75	達成
景観形成重点区域の数	地区	5 (H21)	9※ (H30)	10	達成
市民の環境美化活動への参加 者数	人	4674 (H21)	7000※ (H30)	8,375	達成
ユニバーサルデザイン・バリ アフリーに配慮した施設の届 出件数	件	73 (H21)	200 (H30)	205	達成

《行動と協働の環境まちづくりをめざします》

項目	単位	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	H28実績値 (年度)	達成率 (%)
環境保全に係る催し等への参 加者数	人	389 (H21)	2,000※ (H30)	1,050	52.5
長浜エコネットワーク協議会の 構成団体数	団体	0 (H21)	20 (H30)	16	80.0
市事業における温室効果ガスの 排出量	t	20,249 (H21)	16,209※ (H30)	25,768	62.9

※2013（平成25）年度の中間年において目標値を変更した項目

低公害車・・・ガソリン車やディーゼル車に比べて大気汚染や地球温暖化の原因となる二酸化炭素や窒素酸化物な
どの排出量が少ないエネルギーを原動力とする自動車または、低燃費自動車等

(2) 施策の柱の取組状況

庁内関係各課へのヒアリング調査を行い、各施策の取組実績を整理した結果から、第1次計画の実施状況を評価しました。

■基本目標の取組状況

基本目標で掲げている施策の柱 18 項目全てに取り組んでおり、実施率が 100%となっています。

■施策の柱の取組状況

施策の柱ごとに掲げている基本施策 40 項目中 39 項目に取り組んでおり、実施率は約 98%となっています。

未実施となっている施策については内容を見直すとともに、施策の取組状況を考慮し、第2次計画においては新たな施策の体系を設定します。

【現行計画の施策実施状況】

基本目標	施策の柱	基本目標単位の評価		施策の柱単位の評価			
		施策の柱 実施数	実施率	基本施策 実施数	実施率		
1 良好な自然環境の保全とふれあいの推進(良好な自然環境の維持・回復)	1 自然環境の保全(自然の生態系)	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	2 自然とのふれあい(自然とのふれあいの機会の確保)				2	2	100.0%
2 ひとの健康と安全の確保	3 水と土(空気と音、光)	4	4	100.0%	2	2	100.0%
	4 空気と音、光				3	3	100.0%
	5 有害化学物質(有害科学物質、放射性物質)				3	3	100.0%
	6 公害の未然防止(環境監視体制)				2	2	100.0%
3 もの・水・エネルギーの循環	7 もの(ごみ)	3	3	100.0%	2	2	100.0%
	8 水環境				2	2	100.0%
	9 エネルギー				2	2	100.0%
4 地球環境保全への貢献	10 地球環境問題への理解・協力	2	2	100.0%	2	1	50.0%
	11 環境への負荷低減				2	2	100.0%
5 まちの個性と魅力の創出	12 水辺とみどり	4	4	100.0%	2	2	100.0%
	13 歴史と文化				2	2	100.0%
	14 まちなみ景観				2	2	100.0%
	15 生活空間				2	2	100.0%
6 行動と連携による環境まちづくりの推進	16 環境教育・学習	3	3	100.0%	2	2	100.0%
	17 環境まちづくり				4	4	100.0%
	18 環境情報の提供・整備				2	2	100.0%
合計		18	18	100.0%	40	39	97.5%

※表中の事業数について、複数の基本施策、具体的施策に該当する事業については、重複して実績を掲載。

4. 環境まちづくりの課題

(1) 自然環境

- ・本市には琵琶湖や余呉湖周辺、竹生島など貴重な自然が残っており、これらを守るための環境保全活動が行われています。しかし、保全活動への参加者が一部に限られていることや、外来生物による生態系への影響、農林業の担い手不足や鳥獣被害による山林、里地里山の荒廃など、市の貴重な自然環境を脅かす問題への対応が課題となっています。
- ・こうしたことから、本市の自然環境や生物多様性を保全するには生きものの生息基盤である里地里山や湖などを今後も保全・管理、活用していくことが重要であり、滋賀県が策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画」などと整合を図りながら取組をすすめる必要があります。また、本市の自然の魅力と、その保全のための取組について情報発信の拡充・強化を図っていく必要があります。

(2) 生活環境

- ・公害発生を防止するため、今後も継続して騒音・振動、悪臭などの監視や、県と連携した大気・水質などの測定を行うとともに、事業者への適切な指導が必要です。また、環境汚染のリスクに関する正確な情報の公開、適切な対策の実施に取り組むことが必要です。
- ・日常生活や事業活動における水質汚濁を防止するため啓発や指導が必要です。

(3) 快適環境

- ・本市には公園や緑地などが多数整備されみどり豊かな環境となっており、これらのみどりを継続して保全するとともに、自然とふれあう場として活用を図る必要があります。
- ・本市は景観形成重点区域を多数有しており、これらの保全・活用を図るとともに、荒廃などにより景観を損ねる可能性のある空き家について「長浜市景観まちづくり計画」「長浜市空家等対策計画」などと整合を図りながら取組をすすめることが必要です。
- ・不法投棄について、廃棄物の適正処理の啓発や市民と協力した監視体制の構築に取り組み、不法投棄をしない・させない環境づくりをさらにすすめる必要があります。
- ・本市は多数の文化財や文化遺産、代々伝わる地域の伝統などを有しており、今後も継続して保全するとともに、次の世代に伝えていく必要があります。



ながはまアメニティ会議の星空観望会

(4) 循環

- ・本市では市民のごみの分別意識が高く、また、本市の1人1日当たりのごみ排出量は国や県の平均値より少ない状況となっています。資源ごみの回収量は減少していますが、店舗などにおける資源回収の普及によるものと考えられます。この状況を今後も維持するために、ごみ減量化及び資源化に向けた取組をすすめることが必要です。
- ・本市を流れる主要河川は、すべて琵琶湖に注いでおり、琵琶湖の水質への影響が大きいことから、流域を意識した保全活動が必要です。また、今後も引き続き公共下水道と合併処理浄化槽の整備・普及に向けた取組をすすめることが必要です。
- ・本市では環境に配慮したエネルギーの利用として太陽光発電の導入をすすめており、今後も周辺環境に配慮しつつ積極的に普及を図る必要があります。また、木質バイオマスなど、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの普及に向けた取組をすすめることが必要です。

(5) 地球環境

- ・温室効果ガス排出量の削減には、部門別の排出量が最も多い産業部門での取組が特に重要ですが、業務・家庭部門においても電化製品の種類や保有台数の増加などの影響で排出量が増加しており、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化により温室効果ガス排出量の削減を図ることが必要です。
- ・家庭部門を担う市民に対しては、日常生活のエコ活動の推進、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入、蓄電地の普及拡大に向けた支援など、家庭のエネルギー対策を中心に検討していくことが必要です。
- ・また、産業・業務部門を担う事業者に対しては、事業者が地球温暖化対策に取り組みやすくなるよう、補助制度や対策の効果などについて情報を提供するなど、支援策を強化することが必要です。
- ・公共施設においては、市の地球温暖化対策の先導的役割を担い、また災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するため、施設の更新や改修時に、再生可能エネルギーや蓄電システムの導入、未利用資源の利用、省エネルギー化に積極的に取り組むことが必要です。
- ・オゾン層破壊や地球温暖化の要因に繋がるフロンについて、継続して適正な回収・引渡しによる処理を行う必要があります。

(6) 人づくり

- ・環境保全の取組を今後も継続・拡大していくためには、市民や事業者の意向や意欲を活かしつつ、子どもと大人、農村地域と都市部、地域と事業者など、様々な主体が交流を通じて学びあう機会を設け、取組への参加者を増やしていく必要があります。特に、将来を担う子どもたちへの環境教育は重要です。
- ・自然に関する保全活動や歴史・文化の保護活動などの参加者が一部に限られていることから、これらの保全・保護に関わる人材の育成や情報共有を図る交流の場づくりなどを積極的にすすめることが必要です。

長浜市環境にやさしい日

長浜市の春分の日、長浜市環境にやさしい日です！

長浜市では春分の日を「長浜市環境にやさしい日」に指定しています。市民や事業者が環境の大切さについて学び、環境保全に関する行動や活動への参加意欲が高まるよう、毎年環境に関連するイベントを開催しています。

このイベントに参加することや、27ページ以降に記載されている取組にチャレンジすることも、持続可能な開発目標（SDGs）の実現につながっています。

この「長浜市環境にやさしい日」に、何か一つでも環境にやさしいことに取り組んでみませんか。



環境にやさしい日の活動

環境にやさしい庁舎

長浜市の旧庁舎は耐震性能の不足やバリアフリーへの未対応など行政運営に支障をきたしていたことから改修を行い、2014（平成26）年に新たな庁舎になりました。

新庁舎は、①災害に強い、市民の安全・安心のシンボルとなる庁舎、②環境にやさしい庁舎、③まちの中心として、市民が親しみやすい庁舎、④東別館を活用して再生する庁舎の4つをコンセプトにしています。

災害に強く、環境にやさしい庁舎にするために、災害時においてライフラインが途絶えた場合でも、72時間稼働できる自家発電設備を設置したり、ヒートアイランド現象を和らげる屋上緑化の整備、屋上緑化に散水するよう雨水タンクの設置、マンホール型の仮設トイレが設置できる埋設配管をプロムナード内に設置するなど、環境に配慮した様々な工夫をしています。



屋上緑化の様子



市産スギを使った庇

第2章 環境まちづくりをすすめる基本的な考え方

1次計画では環境像を「自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま」とし、この実現に向けて取り組んできました。本計画では、第1次計画の計画期間が終了したことを受け、新たにめざす環境像を以下のとおり設定します。

1. めざす環境像



本市は、伊吹山系の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川などにより形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観ほか、多くの歴史資源を有しています。市民アンケート調査の結果を見ても、本市の自然環境の豊かさ、きれいさなどを実感する人が多く、豊かな自然は本市の環境を特徴づけるものとなっています。これらは、古くから受け継がれてきた大切な地域の宝（資源）であり、市民の誇りとしてこれからも守り、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

本計画では、めざす環境像を「みんなで育む 水とみどりにつつまれたまち ながはま」とし、本市を特徴づける「水（琵琶湖や河川など）」と「みどり（伊吹山系の山々・里地里山・公園など）」を中心とした本市の多様な環境について、市民と一丸となって守り、そして未来に向けて育んでいくことで、上位計画である長浜市総合計画のめざすまちの姿及び環境の姿の実現をめざします。

2. 施策の体系

本計画の環境像を実現するための施策の体系は、以下に示すとおりです。



主な取組

関連する環境の分野



- ①自然環境の保全・再生推進
- ②生物多様性の保全・再生推進
- ③自然の恵みの持続的な活用推進

山林、里地里山、
河川、琵琶湖など
の自然、農地、動
植物 など



- ④環境公害防止に向けた継続的な監視
- ⑤公害の未然防止

水環境、大気環
境、騒音・振動、
悪臭、化学物質汚
染 など



- ⑥水とみどりの保全・再生推進
- ⑦歴史・文化の保存・活用推進
- ⑧景観の保全・創造推進

公園、緑地、景
観、美化、歴史・
文化的資源 など



- ⑨3Rの推進
- ⑩水循環の保全・再生推進
- ⑪エネルギーの効率的・有効活用の推進

資源、エネルギー
バイオマス、廃棄物、
水循環 など



- ⑫地球温暖化緩和策の推進
- ⑬地球温暖化適応策の推進

地球温暖化、オゾ
ン層破壊、省エネ
など



- ⑭環境教育・学習の推進
- ⑮環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進
- ⑯協力体制づくりの推進
- ⑰環境情報の収集・発信

環境教育・環境学
習、環境保全活
動、環境情報 など

3. 環境像の実現に向けた基本方針

私たちがめざす環境像を実現するため、次の6つの基本方針を設定します。

基本方針 1 良好な自然環境の保全・再生（自然環境）

琵琶湖や淀川水系の河川などの「水」、伊吹山系の山々・里地里山・公園などの「みどり」、そこに生息・生育する多様な「生きもの」など、本市の多様な自然環境は、まちの歴史を生み、産業を育み、私たちの暮らしを支えてきました。そして、将来の長浜のまちをつくるのもこの自然環境です。あるべき自然があるべきところに見られ、虫や鳥、魚などの生きものと出会え、自然から多くのことを学び、持続的に利用することのできるまちをめざします。

基本方針 2 ひとの健康と安全を守る生活環境の保全（生活環境）

自然が有する浄化能力を超えた水質汚染や騒音などのため、環境リスクが生じています。事業活動や日常生活から生じる汚染物質や騒音などが少なく、浄化能力の高い健全な自然環境があり、身の回りに清らかな水やさわやかな空気などが保たれ、誰もが健康に暮らすことのできる環境を確保することをめざします。

基本方針 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり（快適環境）

伊吹山系をはじめとした豊かな山々や田園地帯、琵琶湖や姉川などの水辺が織り成す美しい景観、北国街道の古いまちなみをはじめとした様々な歴史資源は、私たちの心をなごませてくれるとともに、全国に誇れるながはまの魅力ともなっています。私たちは、自然と先人の営みが守り育ててきた市民の財産ともいえる環境を守り活かしていくとともに、子どもやしょうがいのあるひと、高齢者などの誰もが安全で快適に生活できるまちをめざします。

基本方針 4 もの・水・エネルギーの循環の創出（循環）

資源やエネルギーを大量に使う生活をこのまま続けていると、大切な資源がなくなってしまうだけでなく、地球温暖化問題やごみ問題などにより、私たちの子孫の生活がなりたたなくなってしまう可能性があります。将来の世代への責任として、資源やエネルギーを大切に使うとともに、森林から河川、琵琶湖といった幅広い流域の水循環を適正に保全することで、環境への負荷が少ない循環型の暮らしと社会をつくりあげていくことをめざします。

基本方針 5 地球環境保全への貢献（地球環境）

地球環境問題は、私たち一人ひとりの行動の積み重ねの結果で起こっています。私たちが使っている空気や水が地球を巡っていること、暮らしに欠かせないものやエネルギーのほとんどが国外から持ち込まれていること、そして今後起こり得る異常気象などの問題への対応について十分認識し、身近な活動から地球環境保全へ取り組んでいくことをめざします。

基本方針 6 行動と連携による長浜エコ人づくりの推進（人づくり）

長浜のまちは、町衆文化の伝統を受け継ぎながら、市民が主役となってまちづくりをすすめてきました。環境まちづくりをさらにすすめるには、市民・事業者・市の連携した取組が重要となってきます。私たち一人ひとりが、毎日の生活や仕事を見つめ、環境との関わりに気づいて、積極的に行動を起こすとともに、様々なひとや異なる主体との連携を強め、取組の輪を広げていくことをめざします。



リサイクル工作 最優秀作品

第3章 環境まちづくりの取組

ここでは、本計画が掲げる環境像、6つの基本方針、17の主な取組の実現に向けて、総合的かつ計画的にすすめていく具体的な取組などを体系的に示しています。

また、基本方針別に、その実現を図っていくための目標や施策、市民・事業者の環境配慮指針などを示しています。

環境像

基本方針

主な取組

みんなで育む 水とみどりにつつまれたまち ながはま

基本方針 1 良好な自然環境の保全・再生
基本方針 2 ひとの健康と安全を守る生活環境の保全
基本方針 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり
基本方針 4 もの・水・エネルギーの循環の創出
基本方針 5 地球環境保全への貢献
基本方針 6 行動と連携による長浜エコ人づくりの推進

- ①自然環境の保全・再生推進、②生物多様性の保全・再生推進、③自然の恵みの持続的な活用推進
- ④環境公害防止に向けた継続的な監視、⑤公害の未然防止
- ⑥水とみどりの保全・再生推進、⑦歴史・文化の保存・活用推進、⑧景観の保全・創造推進
- ⑨3Rの推進、⑩水循環の保全・再生推進、⑪エネルギーの効率的・有効活用の推進
- ⑫地球温暖化緩和策の推進、⑬地球温暖化適応策の推進
- ⑭環境教育・学習の推進、⑮環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進、⑯協力体制づくりの推進、⑰環境情報の収集・発信

基本方針 1 良好な自然環境の保全・再生

■現状と課題
山の保全やヒートアイランド、テラエール/グレイトなど外来生物の駆除、シロアリや生物多様性が保全されています。しかし、管理の行き届かなくなった雑山や雑草への被害や外来生物の侵入は後を絶たず、自然や生物多様性を保全・再生する課題が数多くあります。また、持続的に取組むため、自然環境を保全するだけでなく、エコカー・EVや農林水産物のブランド化など、自然や自然の恵みを活かした取組をすすめることも重要となっています。

▼市が実施する施策

主な取組	施策
①自然環境の保全・再生推進	・山林の適切な保全 森林の多面的機能が発揮されるよう、森林組合や森づくり活動団体などと連携して、森林の整備を行い、森林の保全・利活用を進めます。
	・農地の適切な保全 新規就農者への支援や耕作放棄地対策の実施により農地の荒廃を防ぎ、活用を促します。
	・河川・尾根筋などの保全 漁業許可組合などと連携して河川水系の河川や尾根筋、内蔵などの保全・回復を図ります。
②生物多様性の保全・再生推進	・生物の生態・生育状況の把握 市民との協働により、野生動物の生育・生育状況に関する調査研究・情報収集を進めます。
	・生物の保全・管理 北部山林物のムシやキノコや竹生菌のDNA/牛乳、山門水産物の森のDNA/シロアリなどの外来生物対策については市や市民と連携した駆除などを行い、侵入や分布拡大防止に努めます。
	・外来生物対策の強化 オオバコ・スズメバネやエゾノグライムなどの環境に配慮した農林水産物の生産を推進します。
③自然の恵みの持続的な活用推進	・自然とふれあふ場と機会の提供 林業や農業などの体験を通じて学ぶことができる機会や、自然のなかで市民が憩える場の創出に努めます。また、尾根筋をはじめとする自然環境や歴史文化を体験し学ぶエコカー・EVなどの取組を推進します。
	・農林水産物の産地ブランド化の推進 農林水産物の産地ブランドと、環境特性を活かした地域ブランドの確立による農林水産物の活性化を推進します。

▼市民・事業者の取組指針（行動例）

市民
【自然環境の保全・再生推進】
山林・川・農地など身近な自然環境を保全するため、地元の自然や生きものを保全する活動に積極的に参加・協力しましょう。また、自分が暮らす山林や農地は、関係や種、条件などにより適切に維持管理を行いましょう。
【生物多様性の保全・再生推進】
生物多様性の価値や重要性を理解し、日常生活の中で、生物多様性保全を支援した行動に努めましょう。また、農産物や生きものに配慮した農林水産物に積極的に取り組む。
【自然の恵みの持続的な活用推進】
地元産物の消費を通じて地元の農林水産物と関係産業の活性化を促進しましょう。また、エコカー・EVなどにおいて地産地消を推進することで、生産地としての価値を高めます。

事業者
【自然環境の保全・再生推進】
事業活動を通じて山林や農山などの自然環境を保全するとともに、開発・建設工事の際には自然環境に十分に配慮しましょう。
【生物多様性の保全・再生推進】
生物多様性の価値や重要性を理解し、事業活動の中で、生物多様性保全を支援した行動に努めましょう。農林水産物と事業活動の両立には生物多様性への影響を考慮し、事業活動を取り組みましょう。
【自然の恵みの持続的な活用推進】
重要所や重要地などを通じて地元産物を減産・利用することにより、消費者の地産農産物に対する関心を高めましょう。また、エコカー・EVなどにおいて地産地消を推進することで、生産地としての価値を高めます。

基本方針ごとの現状と課題の概要を整理しています。

基本方針ごとのめざすまわりの姿を整理しています。

関連するSDGs

市が取り組むべき施策を示しています。

基本方針のすすみ具合を評価するための指標を示しています。

市民と事業者が取り組むべき環境配慮指針を示しています。

環境に関する取組は1つの取組が1つの結果をもたらすのではなく、自然環境や資源循環、地球温暖化対策など様々な環境へ効果をもたらすとともに、経済成長や教育などにも波及します。本計画では、基本方針と持続可能な開発目標（SDGs）*の各ゴールの関係性を示し、持続可能な社会の実現をめざす視点を踏まえて施策を推進します。

*SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

【持続可能な開発目標(SDGs)の詳細】

目標	内容	目標	内容
目標1 (貧困)	 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	目標10 (不平等)	 各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標2 (飢餓)	 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	目標11 (持続可能な都市)	 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標3 (保健)	 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	目標12 (持続可能な生産と消費)	 持続可能な生産消費形態を確保する。
目標4 (教育)	 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	目標13 (気候変動)	 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標5 (ジェンダー)	 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	目標14 (海洋資源)	 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標6 (水・衛生)	 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	目標15 (陸上資源)	 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標7 (エネルギー)	 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	目標16 (平和)	 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標8 (経済成長と雇用)	 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	目標17 (実施手段)	 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

基本方針 1 良好な自然環境の保全・再生

■現状と課題

ヨシの保全やビオトープづくり、ナガエツルノゲイトウなど外来生物の駆除により、湖沼や河川、森林、田園地帯の豊かな自然や生物多様性が保全されています。また、生態系のバランスを保つため、これらの活動に加え、山林や農地における獣害対策としてシカやイノシシの個体数調整が行われています。しかし、外来生物の侵入は後を絶たず、自然や生物多様性を保全・再生する更なる対策が求められています。また、持続的に取組をすすめるため、自然環境を保全するだけでなく、エコツーリズムや農林水産物の地産地消など、自然や自然の恵みを活かした取組をすすめることも重要となっています。

▼市が実施する施策

主な取組	施 策	
①自然環境の保全・再生推進    	・山林の適切な保全	森林の多面的機能が発揮されるよう、森林組合や森づくり活動団体などと連携して、森林の整備を行い、森林の保全・利活用を進めます。
	・農地の適切な保全	農業・農村の多面的機能が発揮されるよう、農業者や集落活動と連携して、農地の適切な保全や活用をすすめます。
	・河川・琵琶湖などの保全	漁業協同組合などと連携して淀川水系の河川や琵琶湖、内湖などの保全・回復を図ります。
②生物多様性の保全・再生推進   	・生物の生息・生育状況の把握	市民との協働により、野生動植物の生育・生息状況に関する調査研究・情報収集を図ります。
	・生物の保全・管理	北部山岳地のムラサキヤシオツツジや竹生島のタブノキ林、山門水源の森のミツガシワなど市の貴重な植物の保全を図ります。また、ニホンザル、イノシシ、カワウなど野生鳥獣の個体数調整により農林水産被害の防止に取り組みます。
	・外来生物対策の強化	オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウなどの外来生物対策については県や市民と連携した駆除などを行い、侵入や分布拡大防止に取り組みます。
	・環境に配慮した農林水産物の推進	環境や生きものに配慮した持続可能な農林水産物を推進します。
③自然の恵みの持続的な活用推進  	・自然とふれあう場と機会の提供	林業や農業などの体験を通じて学ぶことができる機会や、自然のなかで市民が憩える場の創出に努めます。また、琵琶湖をはじめとする自然環境や歴史文化を体験し学ぶエコツーリズムなどの取組を推進します。
	・農林水産物の地産地消・ブランド化の推進	農林水産物の地産地消に取り組むとともに、米を代表とする環境特性を活かした地域ブランドの確立により農林水産物の活性化を推進します。

■めざすみらいの姿

- ・私たちの生活を支える豊かな自然とそこに暮らす生きものが、森づくり活動や農地を維持すること、外来生物の駆除活動などにより守り育まれています。
- ・長浜の自然に育まれた恵みにより市民みんなが豊かに暮らし、自然を活かした事業や環境学習などが盛んです。



基本方針 1 の進捗を管理するための数値目標

▼数値目標

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値
市産材素材（丸太）の年間生産量	10,628m ³ /年 (2017)	9,346m ³ /年(2022)	15,500 m ³ /年(2028)
遊休農地面積	51ha(2017)	46ha(2022)	46ha(2028)
環境保全型農業直接支払交付金面積	-	2,337ha(2022)	2,467ha(2028)
ナガエツルノゲイトウの生育面積	1,200 m ² (2017)	27,600m ² (2022)	0 m ² (根絶) (2028)
里山づくり講座受講者（年間）	57人/年(2017)	118人/年(2022)	300人/年(2028)

▼市民・事業者の配慮指針（行動例）

市民

【自然環境の保全・再生推進】

山林・川・農地など身近な自然環境を保全するため、地域の自然や生きものを保全する活動に積極的に参画・協力しましょう。また、自分が保有する山林や農地は、間伐や植林、耕作などにより適切に維持管理を行いましょ。

【生物多様性の保全・再生推進】

生物多様性の意義や重要性を理解し、日常生活の中で、生物多様性保全を意識した行動に努めましょ。また、環境や生きものに配慮した農林水産業に積極的に取り組みましょ。

【自然の恵みの持続的な活用推進】

地元産物の消費を通じて地域の農林水産業と関連産業の活性化を図り、地元農業などに対する愛着心を高めましょ。また、地域で開催されるツーリズムなどに参加・協力ましょ。

事業者

【自然環境の保全・再生推進】

事業活動を通じて山林や里山などの自然環境を保全するとともに、開発・造成工事の際には自然環境に十分に配慮ましょ。

【生物多様性の保全・再生推進】

生物多様性の意義や重要性を理解し、事業活動の中で、生物多様性保全を意識した行動に努めましょ。農林産業など事業活動の際には生物多様性への影響を考慮し、事業活動に取り組みましょ。

【自然の恵みの持続的な活用推進】

直売所や商店などを通じて地元産物を流通・利用することにより、消費者の地域農業などに対する関心を高めましょ。また、ツーリズムなどにおいて地域食文化を発信することで、生産地としての価値を高めましょ。

基本方針 2 ひとの健康と安全を守る生活環境の保全

■現状と課題

市民・事業者の環境に配慮した行動・取組や市の環境公害の監視などによって本市の河川の水質や大気などの生活環境が良好な状態で維持されています。今後も継続して環境公害の発生防止に努めるとともに、普及しつつある太陽光パネルからの反射による光害の防止や有害化学物質・放射性物質の監視、不法投棄の防止対策などをすすめ、より安心安全な生活環境を維持できるよう取組をすすめる必要があります。

▼市が実施する施策

主な取組	施 策	
④環境公害防止に向けた 継続的な監視   	・水質の保全	水質などの継続的な監視を行います。また、琵琶湖や河川の水質の保全を図ります。
	・大気の保全	大気継続的な監視を行います。また、市民や事業者の活動による大気への影響抑制に努めます。
	・騒音・振動の防止	騒音・振動の継続的な監視を行います。また、自動車による騒音・振動などを低減するために、自動車の適正使用について啓発します。
	・光害などの防止	夜間照明や街灯、太陽光パネルからの反射による光害などの防止に向けた取組を検討・推進します。
	・有害化学物質・放射性物質の監視測定	有害化学物質・放射性物質の継続的な監視を行います。また、関連する情報の提供に努め、適正な使用・管理をすすめます。
⑤公害の未然防止 	・不法投棄の防止	ごみの散乱防止や不法投棄に関する啓発を徹底するとともに、地域住民や関係機関と協力して、不法投棄の発生抑制に取り組みます。
	・事業所への指導の徹底	工場・事業場などに対する関係法令に基づく規制・指導を徹底します。
	・環境保全協定の締結推進	事業者と環境保全協定を締結し、事業者の環境配慮を促進します。

■めざすみらいの姿

- ・家庭から出るごみや水の処理方法などにおいて環境に配慮した行動が自然に行われています。
- ・工場・事業場などでは、環境に配慮した活動が積極的に行われています。
- ・生活環境に関連する情報が常に発信され、誰もが市の良好な生活環境について知ることができます。



基本方針 2 の進捗を管理するための数値目標

▼数値目標

項目名	2018 年度 現状値	2023 年度 現状値	2028 年度 目標値
市内河川の BOD 濃度 (2.0mg/L 以下)	35/41 地点(2017)	36/36 地点(2022)	全地点 (2028)
大気環境基準適合率 (3 項目) ※	3 項目全て基準適合 (2017)	3 項目全て基準適合 (2022)	3 項目全て基準適合 (2028)
騒音に関する環境基準達成 率	100%(2017)	100%(2022)	100%(2028)
きれいなまちづくりパートナ ーシップ協定締結自治会数	20 件(2017)	31 件(2022)	35 件(2028)
環境保全協定の締結事業 所数	36 事業所(2017)	40 事業所(2022)	45 事業所(2028)

※24 時間自動測定を実施している、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値

▼市民・事業者の配慮指針 (行動例)

市民

【環境公害防止に向けた継続的な監視】

家庭排水の適正な処理や農薬などの適正使用・管理、下水道への接続などにより琵琶湖や河川水質への負荷を軽減しましょう。また、環境への負荷が少ない交通手段の選択や自動車の適正な使用、ごみの野焼きの禁止などにより日常生活に伴う大気への負荷をできるだけ軽減しましょう。

道路、山林、河川などへのごみのポイ捨てについて、自らが行わないとともに、監視パトロールなどに積極的に参画・協力しましょう。

【公害の未然防止】

生活環境の状況、行政や事業者の環境保全への取組に関心を持ち、情報を把握しましょう。

事業者

【環境公害防止に向けた継続的な監視】

騒音、悪臭など、事業活動に伴う環境への負荷を軽減するように努めるとともに、事業活動に伴う排水の適正な処理、燃料や化学物質などの適正な使用や管理を徹底し、その情報を提供しましょう。

また、事業活動で発生した廃棄物は適切に処理しましょう。

【公害の未然防止】

資材調達、生産、流通、廃棄の各段階において公害が発生しないように、管理体制の充実を図るとともに、従業員の意識向上を図りましょう。また、市と環境保全協定を締結し、積極的な環境保全に取り組みましょう。

基本方針 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり

■現状と課題

公園の美化清掃や維持管理、街路樹管理などにより、本市のみどり豊かな環境が維持されています。また、国の重要な文化的景観に選定されている「菅浦の湖岸集落景観」をはじめとする多様な景観を市民活動などにより継続的に保全・活用していく必要があります。

本市においても人口減少や少子高齢化の進展などにより空き家や空き地などが増えており、景観の向上や安全性の確保の面から対策を推進していく必要があります。

▼市が実施する施策

主な取組	施 策	
⑥水とみどりの保全・再生推進  	・公園・緑地の整備・維持管理の推進	多様な公園・緑地の整備や維持管理を長浜市みどりの基本計画に基づきすすめるとともに、沿道や施設などの緑化を推進します。また、市民と協力しながら、みどりの維持管理を推進します。
	・親水空間の保全	国や県と連携して生態系に配慮しながら、湖岸や姉川、長浜新川などの親水空間の維持管理や活用に努めます。
⑦歴史・文化の保存・活用推進  	・歴史資源や文化財の保存・活用	地域の歴史・文化遺産を伝えていくために、それらを保存・活用するとともに、郷土文化に関する学習機会の確保や後継者の育成などに努めます。また、おもてなしの心をもって地域資源の魅力を観光客へ伝えます。
	・市民文化活動の推進	市民が主体となった地域の伝統的な文化を活かしたまちづくり活動などの支援を推進します。
⑧景観の保全・創造推進  	・まちなみ景観の形成	長浜にふさわしい自然・都市景観の保全を図るため、長浜市景観まちづくり計画に基づき市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進します。
	・空き家・空き地の管理・活用の推進	所有者に対し適正な管理をすすめるとともに、地域の再生・活性化の視点も十分に踏まえて空き家や空き地の活用を推進します。
	・地域美化の推進	良好な生活環境を守るための啓発を強化するとともに、市全体が気持ちよく生活できる空間となるよう地域美化活動を推進します。

■めざすみらいの姿

- ・市民と事業者が協力して街中においても季節を感じることができる花やみどりが育まれ、暮らしに潤いを与えています。
- ・地域美化などが盛んに行われ、市の様々な歴史や文化、優れた景観などが守り受け継がれています。



基本方針3の進捗を管理するための数値目標

▼数値目標

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値
「広場・公園などが充実している」に関する満足度	32.5%(2017)	—	40%(2028)
「自然や街並みの景観が美しい」に関する満足度	50.6%(2017)	—	60%(2028)
「その他住宅」の空き家率	5.5%(2013)	7.3%(2018)	7.3%以下(2028)

▼市民・事業者の配慮指針（行動例）

市民

【水とみどりの保全・再生推進】

家庭でガーデニングをしたり、地域での緑化活動などにも積極的に参加しましょう。

【歴史・文化の保存・活用推進】

地域の歴史や文化に関心を持ち、それらの保存と活用に参加・協力しましょう。また、それらを活かしたまちづくりなどに積極的に参加しましょう。

【景観の保全・活用推進】

一人ひとりが景観づくりの主体であることを認識し、身近な地域社会の中で、自主的かつ積極的な景観づくりや美化活動に取り組みましょう。

事業者

【水とみどりの保全・活用推進】

事業所内の緑地の確保や緑化に努め、地域での緑化活動などにも積極的に参加・協力しましょう。

【歴史・文化の保存・活用推進】

地域の歴史や文化に関心を持ち、それらの保存と活用に参加・協力しましょう。また地域のまちづくりの活動に積極的に参加・協力しましょう。

【景観の保全・創造推進】

自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に地域の景観づくりや美化活動に取り組みましょう。

基本方針 4 もの・水・エネルギーの循環の創出

■現状と課題

本市は国や県と比べて1人1日当たりのごみ排出量が少なく、ものの循環（3R）がすすんでいます。また、エネルギーの循環においても、省エネ性能の優れた製品・設備の普及や太陽光発電・薪・ペレットストーブなど再生可能エネルギーの導入がみられ、今後も積極的にエネルギーの効率的・有効活用をすすめる必要があります。一方、水の循環に関する取組や意識は低く、個々の環境の保全だけでなく森林から琵琶湖までの幅広い流域の流れを保全・再生する取組や意識づけをすすめる必要があります。

▼市が実施する施策

主な取組	施 策	
⑨ 3Rの推進 	・ごみの発生抑制	資源を大切にす市民・事業者の意識の高揚を図り、すぐにごみとなるものやマイクロプラスチック汚染につながる製品など環境によくない影響を与えるものの生産や購入抑制をすすめます。廃棄物処理施設の適切な更新・改良を行い、環境負荷の低減に努めます。
	・物の再使用	再利用品や再生利用品に関する情報提供を行い、その利用をすすめます。
	・リサイクルの推進	市民や事業者の自主的な活動を支援するとともに、リサイクルに必要な体制やしきみづくり、分別の徹底などを推進します。
⑩水循環の保全・再生推進  	・水の適正な利用推進	節水などに関わる技術やシステムの情報収集・提供に努めるとともに、公共施設などへの導入をすすめます。また、雨水の活用を推進します。
	・水循環の促進	森林・農地・河川・琵琶湖のつながりの重要性について情報を提供するとともに、市域に捉われず県や近隣市町と連携して森林・農地・河川・琵琶湖を保全することにより水源かん養機能の維持及び琵琶湖・大阪湾・瀬戸内海のマイクロプラスチック汚染を防ぎます。
⑪エネルギーの効率的・有効活用の推進  	・省エネルギーの推進	省エネ性能の優れた製品・蓄電システム、低燃費車について普及促進に努め、エネルギーの効率的利用を推進します。
	・再生可能エネルギーなど環境に配慮したエネルギーの利用促進	再生可能エネルギーに関する情報提供や助成制度の充実を図るとともに、公共施設への導入をすすめます。また、電力自由化に関する情報を提供し、環境に配慮された電気の利用をすすめます。



■めざすみらいの姿

・3R の取組、薪ストーブや太陽光発電の利用などが増え、環境への負荷が少ない本市ならではの環境にやさしい暮らしになっています。

・森林・農地・河川・琵琶湖のつながりを意識して森づくり活動や河川の保全活動などが行われています。



基本方針 4 の進捗を管理するための数値目標

▼数値目標

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値
1人1日あたりのごみ排出量	796g/日・人(2017)	780g/日・人(2022)	743g/日・人(2029)
多面的機能補助金交付の補助件数(年間)	10件(2017)	14件(2022)	10件(2028)
市内再生可能エネルギー設備の容量合計	—	50,173kW (2019)	107,528kW (2030)

※「市内再生可能エネルギー設備の容量合計」は中間見直し時「再生可能エネルギー設備の導入件数」から変更

▼市民・事業者の配慮指針（行動例）

市民

【3Rの推進】

「不要なものを買わない」「包装紙は断る」など、日常生活の中で3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル））を積極的にすすめ、ごみの減量化、資源の有効利用に取り組みましょう。

【水循環の保全・再生推進】

節水や水の再利用に努めるとともに、雨水利用や雨水の地下浸透に努めましょう。また、幅広い流域を意識した保全活動に積極的に参加しましょう。

【エネルギーの効率的・有効活用の推進】

エネルギーの見える化や省エネ性能の優れた製品、蓄電池、低燃費車の購入、住宅の高断熱化などにより、暮らしの中のエネルギーの効率的利用に努めましょう。

また、再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出係数が低い電力会社に切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーの利用を検討しましょう。

事業者

【3Rの推進】

サービスの提供や製品の製造などの事業活動の中で3Rの取組をすすめ、資源を有効に利用しましょう。また、リサイクルに際しては、適正な処理を行うとともに、特に有機資源について地域内循環をすすめましょう。

【水循環の保全・再生推進】

節水を促進するとともに、雨水の地下浸透・一度利用した水の利用に努めましょう。また、幅広い流域を意識した保全活動に積極的に参加・協力しましょう。

【エネルギーの効率的・有効活用の推進】






エネルギー管理の徹底や省エネ性能の優れた設備、蓄電池の導入、低燃費車の購入、環境に配慮した商品の購入や提供などにより、エネルギーの効率的利用に努めましょう。また、再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出係数が低い電力会社に切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーの利用を検討しましょう。

基本方針 5 地球環境保全への貢献

■現状と課題

市域の温室効果ガス排出量は 2013 年以降減少しています。市の先導的な取組に加えて市民・事業者と協力して更に地球温暖化対策をすすめる必要があります。しかし、家庭部門や廃棄物部門は増加していることから、市民への意識啓発などを通じて排出削減に努める必要があります。また、地球温暖化によって起こり得るリスクを把握・対策を行うとともに、それらの情報を発信していくことも重要となっています。

▼市が実施する施策

主な取組	施 策	
⑫地球温暖化緩和策の推進   	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策に向けた行動の促進 	省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、エコ活動など普及・啓発を促進し、化石燃料などの消費にともなう二酸化炭素排出量などの削減を促進します。また、温室効果ガスの吸収源対策をすすめます。
	<ul style="list-style-type: none"> 市の先導的取組の推進 	第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、先導的に省エネ性能の高い設備や再生可能エネルギーなどの導入、また、エコ活動を推進します。また、特に温暖化対策に効果のあった取組については、市民や事業者への情報の提供を図ります。
⑬地球温暖化適応策の推進  	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化リスクの把握及び対策の検討・実践 	防災、農業、疫病など温暖化リスクについて把握する体制づくりをすすめます。また、リスクへの対策について検討をすすめるとともに出来るものから実践します。
	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化リスクとその対策に関する情報の発信 	水、食料、健康などの様々な分野で影響を受ける温暖化リスクとその対応について、情報を発信します。



■めざすみらいの姿

- ・市民・事業者・市が協力して節電やエコ活動などに取り組み、地球温暖化対策が進んでいます。
- ・防災、農業、疫病など温暖化リスクについて市民に十分な情報が提供されており、リスクへの対策が行われています。



基本方針5の進捗を管理するための数値目標

▼数値目標

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値
温室効果ガス排出量（年間）	1,598.3 千 t-CO2 (2013)	952.8 千 t-CO2 (2020)	799.2 千 t-CO2 (2030)
電気自動車普及率	—	3.3%(2017)	10%(2030)
適応策に関する情報の発信回数（年間）	— (2017)	3回(2022)	6回(2030)

※「電気自動車普及率」は中間見直し時に「公共交通機関や徒歩、自転車の利用率」から変更。

▼市民・事業者の配慮指針（行動例）

市民

【地球温暖化緩和策の推進】

日常における節電などエコ行動に取り組むとともに、家電製品の入れ替え・新規購入の際は、エネルギー効率が高い家電の選択に努めましょう。また、住宅の新築・改築時には断熱材や複層ガラスなどを活用して住宅の性能を高めるとともに、省エネルギー基準に適合した住宅（省エネ住宅）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を検討しましょう。

日常で利用するエネルギーとして再生可能エネルギーの利用や二酸化炭素排出係数が低い電力会社に切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーの利用を検討しましょう。

【地球温暖化適応策の推進】

温暖化がすすむことによって今後リスクが高まる熱中症・暑熱ストレスや感染症、河川洪水などの自然災害について、情報を収集して意識を高め、実施可能な対策について取り組みましょう。

事業者

【地球温暖化緩和策の推進】

事業活動で節電などのエコ活動に取り組むとともに、設備機器の入れ替え・購入の際は、エネルギー効率が高い設備の選択に努めましょう。また、事務所や工場の新築・改築時には建物のエネルギーを「見える化」する電力のデマンド監視システムやBEMS（エネルギー管理システム）の導入、省エネルギー基準に適合した建物やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を検討しましょう。

事業活動で利用するエネルギーとして再生可能エネルギーの利用や二酸化炭素排出係数が低い電力会社に切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーの利用を検討しましょう。

【地球温暖化適応策の推進】

温暖化がすすむことによって今後リスクが高まる熱中症・暑熱ストレス、感染症、河川洪水、農業への影響などについて、自らの事業活動への影響を把握し、実施可能な対策について取り組みましょう。

基本方針 6 行動と連携による長浜エコ人づくりの推進

■現状と課題

ビオトープづくりや農林業体験学習「たんぼのこ」「やまのこ」、市民活動団体支援事業補助金などにより様々な環境学習、環境保全活動が行われており、今後も継続して取り組む必要があります。また、多様化・複雑化する環境問題に対応するには取組を担う人材の育成や団体同士、学校や企業との連携、情報共有などの活動支援が重要となっています。

▼市が実施する施策

主な取組		施 策
⑭環境教育・学習の推進  	・学校での環境教育の充実	子どもたちが自然環境や歴史、市の個性のある地域資源に学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。
	・家庭や地域、職場での環境学習の充実	環境について理解を深めるための研修会の開催や出前講座の活用などにより、環境学習の場と機会の充実を図ります。
⑮環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進  	・環境関連団体などの育成・支援推進	新たな団体やリーダーの育成を支援するとともに、市内の環境活動団体やリーダーを把握し、その情報提供に努めます。また、環境保全活動の取組支援をすすめます。
	・長浜市官民パートナーシップの活動支援	活動団体とのパートナーシップを形成するために、情報交換や人的交流などによる活動を支援します。
⑯協力体制づくりの推進 	・様々な活動主体間との連携強化	環境に関する取組を効果的にすすめるため、国や県、近隣市町との連携を強化します。また、多様化・複雑化する環境問題に対応するため、団体同士の連携や専門的な知見や人材などを有する大学や企業との連携を強化し、協力体制づくりをすすめます。
⑰環境情報の収集・発信 	・様々な媒体を活用した環境関連情報の発信推進	身近な環境の状況や地球環境問題などに関する情報を収集・整備するとともに、それらの情報を様々な手段を利用して、広く発信します。

■めざすみらいの姿

- ・将来を担う子どもや地域などに対して環境学習の場や機会が充実しており、誰もが環境の大切さについて学ぶことができます。
- ・個々の取組だけでなく、他の団体や企業、大学と協力した環境保全活動が盛んに行われ、そうした取組状況がホームページや SNS などで発信されています。



基本方針 6 の進捗を管理するための数値目標

▼数値目標

項目名	2018 年度 現状値	2023 年度 現状値	2028 年度 目標値
環境保全に係る催しなどへの参加者数（年間）	1,043 人/年(2017)	938 人/年(2022)	2,300 人/年(2028)
大学との連携事業の総数（累計）	34 件(2017)	24 件(2022)	35 件(2028)
長浜エコネットワーク協議会参加団体数	16 団体(2017)	20 団体(2022)	30 団体(2028)
1ヶ月の市ホームページ閲覧数	291,800 回(2017)	422,085 回(2022)	380,000 回(2028)

▼市民・事業者の配慮指針（行動例）

市民

【環境教育・学習の推進】

講習会や観察会に積極的に参加するなど、自主的に環境を学習しましょう。また地域や学校などとの交流の場に積極的に参加し、自然や歴史・文化など豊かな地域資源を子どもたちに伝えましょう。

【環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進】

地域や環境関連団体の活動に参加・協力し、市内の活動を活性化させましょう。

【協力体制づくりの推進】

様々な活動主体と積極的につながりを持ち、協働して環境活動ができるようにしましょう。

【環境情報の収集・発信】

環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するようにしましょう。また、市などが行う情報収集に協力しましょう。

事業者

【環境教育・学習の推進】

従業員への環境教育をすすめ、意識啓発に努めましょう。地域や学校が取り組む環境学習や活動へ参加・協力しましょう。

【環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進】

地域や関連する環境関連団体の活動について支援・協力をを行い、市内での活動の活性化に取り組みましょう。

【協力体制づくりの推進】

様々な活動主体と積極的につながりを持ち、協働して環境保全活動ができるようにしましょう。

【環境情報の収集・発信】

環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動しましょう。また、社外に対して自社の環境関連情報を発信するとともに、市などが行う情報収集に協力しましょう。

第4章 重点施策

1. 重点プロジェクトの設定

重点プロジェクトは、本市の現状・課題などを踏まえ、基本方針に挙げた取組の中で、特に集中的・重点的にすすめるものを示しています。重点プロジェクトの抽出の視点としては、次の3つを設定します。

【重点プロジェクト抽出の視点】

- 集中的、重点的にすすめる必要がある
- 本市の独自性を重視する
- 市民・市民団体・事業者・市の連携・協働により推進することができる

3つの視点を踏まえて、ここでは3つのプロジェクトを設定し、優先的に取り組むことで基本計画全体の推進を図ります。

重点プロジェクト

- ①長浜型ツーリズムプロジェクト
- ②資源循環システム構築プロジェクト
- ③地球温暖化対策推進プロジェクト

主な取組		重点プロジェクト	長浜型ツーリズムプロジェクト	資源循環システム構築プロジェクト	地球温暖化対策推進プロジェクト
基本方針1	①自然環境の保全・再生推進		○		
	②生物多様性の保全・再生推進		○		
	③自然の恵みの持続的な活用推進		○		○
基本方針2	④環境公害防止に向けた継続的な監視		○		
	⑤公害の未然防止		○		
基本方針3	⑥水とみどりの保全・再生推進		○	○	
	⑦歴史・文化の保存・活用推進		○		
	⑧景観の保全・創造推進		○		
基本方針4	⑨3Rの推進			○	
	⑩水循環の保全・再生推進		○		
	⑪エネルギーの効率的・有効活用の推進				○
基本方針5	⑫地球温暖化緩和策の推進			○	○
	⑬地球温暖化適応策の推進				○
基本方針6	⑭環境教育・学習の推進		○		
	⑮環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進		○		
	⑯協力体制づくりの推進		○	○	○
	⑰環境情報の収集・発信		○	○	○

※「○」は、重点プロジェクトと関連のある主な取組を示す。

2. 重点プロジェクトの内容

(1) 長浜型ツーリズムプロジェクト（生物多様性関連）

【ねらい】

長浜の自然（森林・川・里・まち・湖）のつながりの保全・再生を目的としたプロジェクト

【効果】

- 市民や来訪者に長浜市の自然の大切さや魅力の認知度アップ
- 人やもの、経済など長浜市の活性化

【背景】

- ・伊吹山系の山々や、淀川水系の河川、日本で最も大きな湖である琵琶湖は、本市を特徴づける豊かな自然環境を形成しています。本市の約55%を占める豊かな森林は私たちにとって木材などの林産物の供給源であると同時に、生きものが生きるのに必要な水や有機物などを河川や里に供給しています。田んぼなどの里の水はカエルやトンボなど多くの生きものを育み川につながり、河川は魚や水生植物などの生息の場・生態回廊として田んぼや琵琶湖とつながり、流域全体として独特の豊かな生態系を形づくり私たちに様々な恵みをもたらしてきました。
- ・しかし、近年はシカなどによる食害や農林業の担い手不足により森林や里山、農地の荒廃がすすんでおり、水路や河川ではナガエツルノゲイトウなどの外来水生植物が侵入したり、河川と水田のつながりが落差などによって分断され、森林・川・里・まち・湖のつながりが失われつつあります。
- ・こうした中、市は市民参加の森づくりや水生生物少年少女調査隊による水生生物調査、ヨシ保全活動など森林・川・里・まち・湖それぞれのエリアで様々な取組をすすめてきましたが、「流域」という意識が弱く、全体的なつながりという視点からの取組が必要となっています。

【内容】

このプロジェクトでは、市や各種団体などが各エリアで行っている様々な取組を森林・川・里・まち・湖を一つの系として意識づける本市ならではのツーリズムとして推進することで、各主体間や施策間の連携をすすめ、森林・川・里・まち・湖のつながりの保全・再生を図ります。また、先人たちが守り育ててきた本市の自然の恵みをツーリズムとして体験することで、市民や来訪者に本市の自然の大切さや魅力を深く知ってもらうとともに、人やもの、経済などの活性化にもつなげます。

①森林・川・里・まち・湖での環境学習・体験の機会の創出

市内で行われている林業体験や河川、ビオトープ、湖岸などの生きもの観察・調査などの取組について市民だけでなく来訪者なども対象とした内容にレベルアップを図ります。また、こうした森林・川・里・まち・湖それぞれのエリアで行われている取組を「長浜型ツーリズム」として推進することで、市民や来訪者に本市の自然の大切さや魅力を深く知ってもらうとともに、森林・川・里・まち・湖のつながりの保全・再生を図ります。

②長浜型ツーリズムに関する活動支援と関連団体などの連携強化

長浜型ツーリズムを推進するにあたって、ツーリズムに関する情報を集約・提供するとともに、県や関連団体と連携してイベントや研修会を開催し、ツーリズムに関わる人材の育成や技術向上を支援します。また、長浜型ツーリズムを推進するための体制を構築し、県や関連団体との連携を強化します。

ヨシの保全活動(ヨシ行けどんどん作戦)

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしています。ながはまアメニティ会議ではヨシの育成しやすい環境づくりやヨシ植え(参加者 20 人)、びわ中学校の全校生徒及びPTAによるヨシ植え・ヨシ刈りなど、ヨシ群落保全事業が行われています。

●ヨシの水質浄化作用について

ヨシは北海道から沖縄までの湖沼や河川の水辺に大群落を形成する代表的な大型抽水植物です。4 月に出た新芽が、水中の窒素やリンを吸収しながら、わずか 2~3 ヶ月の間に 2m 近くにまで成長し、12 月中旬~3 月下旬の刈り取り時期には 4m 近くまで伸びます。窒素やリンを吸収したヨシを刈り取ることにより、水中の汚染物質が湖外へ出るようになります。これがヨシの浄化作用で、琵琶湖の富栄養化を防ぐしくみになっています。

ヨシ群落には、“水をきれいにする”3 つの働きがあります。

- ①富栄養化の要因となる、水中の「窒素」や「リン」を養分として吸い取ります。
※富栄養化…湖沼などの水中に溶けている窒素・リンなどの栄養塩類が多い状態。富栄養化がすすむと、植物プランクトンなどの異常繁殖によって赤潮・アオコの発生につながる。
- ②ヨシの水中の茎につく微生物や群落の土中の微生物によって水の汚れを分解します。
- ③水の流れを弱め、水の汚れを堆積します。

●ヨシ行けどんどん作戦~美しい水を未来へ~

2002(平成 14)年度から、長浜市立びわ中学校では、「ヨシ行けどんどん作戦」と名付けて、毎年 PTA 行事として、琵琶湖岸に親子でヨシを植栽する活動が行われています。この水質保全の活動は、地道な取組や創意工夫、各種団体の支援により、ヨシ群落も少しずつ再生しつつある状態となってきました。また、地域や学校ぐるみの取組がようやく定着し、実を結びつつあります。琵琶湖近くに位置する本校の環境教育としても教育的な効果が大きく、実践的な取組のひとつとなっています。滋賀県でも実践的な環境教育の取組として高く評価されています。



出典 わたしたちの長浜ホームページ

『奥びわ湖・山門水源の森』を守る活動

奥びわ湖・山門水源の森は、西浅井町山門にあり、かつては山門、中、庄の3集落の共有林で、炭や薪を作るために利用されてきた里山です。1960年代まで生産されていた炭は京阪神に出荷され、この地域の生活を支えてきました。その当時は森もよく手入れされていましたが、その後森は放置され、里山としての環境は失われていました。

また、里山の森に囲まれて、滋賀県内最大級の湿原があり、特徴ある生態系が広がっています。湿原はミズゴケが堆積した泥炭層からなり、強い酸性と貧栄養の湿原で、氷河期から生きるミツガシワをはじめとして、クサレダマ、トキソウ、サギソウなど貴重な植物の宝庫です。

●「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」による活動

この多様性に富む森を次の世代に引き継ぐため、下記のような多様な保全活動を行っています。

保全活動：湿原を残すために土砂を防ぐ、侵入してきた植物を取り除く、シカやイノシシによる害を防ぐ、パトロールをする、観察コースを歩きやすくする

復元作業：めずらしい植物を増やす、枯れた樹を切る、林の中をきれいにして芽吹きしやすくする

実験・調査：植物の再生を試みる、記録を残す

観察会・学習へのサポート：有料でのガイド、各種団体の受け入れ、保全活動の体験、出前講座の実施



出典 奥びわ湖・山門水源の森ホームページ

湖北野鳥センターの取組事例

長浜市の琵琶湖岸は、遠浅の自然湖岸が残り豊かな生態系を有しています。湖岸の自然環境は、人々の暮らしと密接につながっており、これまで大切に守られてきました。長浜市では、1988年に長浜市湖北町の湖岸一帯を「湖北町水鳥公園」として整備し、その中心施設として「湖北野鳥センター」を開設し、琵琶湖に生息する水鳥をはじめとする豊かな自然環境の保護や活用のための取組を行っています。

●豊かな自然資源を活用した体験型の環境学習プログラムの開発と実践

長浜市の豊かな自然を、環境学習の資源として活用した体験型のプログラムを開発し実践しています。自然に直接触れ、感じる体験を通して、自然や生き物に親しみを感じ、本市の豊かな自然を誇りに思う気持ちをはぐくみます。

①湖北野鳥センター自然クラブ“こほたん”の活動

長浜市内の小学生とその保護者を対象として、湖北野鳥センター周辺の自然を、1年間を通して体験しながら学ぶ環境学習を展開しています。

川や琵琶湖の生き物調査や、琵琶湖の浅瀬を歩いて自然観察するなど体験しながら自然のことを学ぶという環境学習講座を開催しています。



遠浅の湖岸を歩いて自然観察



センター周辺の水生生物の調査

②大学と連携した活動

長浜バイオ大学と連携し、カリキュラムのひとつとして湖北野鳥センターを拠点とした野外実習を行っています。また、湖北野鳥センターで行っている観察会や“こほたん”の活動を、大学のサークルと共同で行うなど、連携した活動を行っています。



琵琶湖産貝類の同定



簡易地引網で淡水魚類採集

【各主体の役割】

行政

①森林・川・里・まち・湖での環境学習・体験の機会の創出

- ・メープルシロップ採取・煮詰め体験や生きもの観察会など、長浜らしい多様なツーリズムメニューを開発・実践します。
- ・市民活動団体支援事業補助金を活用して関連団体などの活動を支援します。

②長浜型ツーリズムに関する活動支援と関連団体などの連携強化

- ・長浜型ツーリズム推進に向けた体制の構築を図ります。
- ・ホームページをはじめ、湖北野鳥センターや主要な観光施設を活用して長浜ツーリズムに関する情報を提供します。
- ・県や関連団体などと連携してツーリズムの企画や人材育成に関するイベント、研修会などを開催し、長浜ツーリズムに関わる人材の育成や技術向上を支援します。

市民

①森林・川・里・まち・湖での環境学習・体験の機会の創出

- ・長浜型ツーリズムへの参加・協力を通じて森林・川・里・まち・湖のつながりに関する意識を高めましょう。

②長浜型ツーリズムに関する活動支援と関連団体などの連携強化

- ・長浜型ツーリズムに関する情報について知りましょう。

事業者

①森林・川・里・まち・湖での環境学習・体験の機会の創出

- ・長浜型ツーリズムの開催・協力を通じて森林・川・里・まち・湖のつながりに関する意識を高めましょう。
- ・長浜型ツーリズムに関わるガイドやコーディネーターなどの人材を育成しましょう。
- ・地域の自然や環境を伝える指導者の派遣などに協力しましょう。

②長浜型ツーリズムに関する活動支援と関連団体などの連携強化

- ・ホームページやチラシなどを活用してツーリズムに関する情報を発信しましょう。
- ・市や市民、大学など様々な活動主体と連携・協力しましょう。

【重点プロジェクトの指標】

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値
ウォーキングなど自然を体験する活動への参加率	32%(2017)	—	40%(2028)
環境保全に係る催しなどへの参加者数(年間)	1,043人/年(2017)	938人/年(2022)	2,300人/年(2028)

(2) 資源循環システム構築プロジェクト（ものの循環関連）

【ねらい】

資源循環・シェアリングのための体制づくりを目的としたプロジェクト

【効果】

■長浜市内で資源の有効活用をすすめることで、循環型まちづくりの実現

【背景】

- ・国内の食品ロス量は、2021（令和3）年度推計で年間約523万 t、国民1人当たり1日に約茶碗1杯のご飯の量に相当することから、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加えて食品ロスの削減が求められています。
- ・本市においても、アンケート調査の『日常生活の中で、環境に負担をかけない行動』から「廃食油の適正な処理」や「牛乳パックやトレイなどの分別・店頭回収」など、市民が実際にリサイクルに取り組んでいることがわかります。
- ・また、同様に『地球環境を保全するための重点的な取組』として、食品ロスの削減や廃棄物の減量化が多くあげられています。
- ・これまでの生活、事業活動を今一度見直し、3R運動を推進し、資源循環型の生活に改善していくことが必要です。
- ・本市の廃棄物処理施設は老朽化がすすんでいるため、新施設の整備をすすめています。
（令和10年4月供用開始予定）

【内容】

このプロジェクトは、3Rを通じて、廃棄物を循環させることで廃棄物の排出抑制を更に推進します。また、食品ロス削減や生ごみの活用により市内で発生した生ごみの排出抑制・循環利用を推進するとともに、従来廃棄物として扱われているものを資源として市内で有効活用することで循環型まちづくりの実現につなげます。

①食品ロス削減の推進

「食べ残し（家庭や外食での食べ残し）」や「過剰除去（調理の際の野菜・果物の皮の厚むきや肉の脂身の切り落としなど）」、「手つかず食品（購入後食べないまま期限切れなどで廃棄するもの）」の食品ロスについて、削減に向けた取組をすすめます。

家庭から排出される可燃ごみの約40%は生ごみといわれているため、生ごみの排出量を抑制することで食品ロスの削減が見込まれることから、家庭から出る生ごみの自家処理を推進します。

また、国内の食品ロス量523万tのうち、約53%が食品関連事業者（食品小売業や外食産業など）から排出されるため、事業系の食品ロスの削減に向けた取組もすすめていきます。

②リユース、シェアリングエコノミー活動の推進

市民にリユース品を積極的に活用してもらおうとともに、市全体でものを使いきるように、不要品を、新たな持ち主へとつなげるしくみづくりをすすめます。

また、ものを地域で共有し、必要なときに必要なものを使用できるようにするシェアリングエコノミー活動についても地域で実践できるしくみづくりをすすめます。

③ごみ処理施設の効率的稼働

一般廃棄物処理施設の更新とともに、一般廃棄物処理施設を円滑に稼働させるため、集積所（ステーション）収集の利用促進や効率の良いごみ収集ルート再検討などをすすめます。

【各主体の役割】

行政

① 食品ロス削減の推進

- ・食品ロスの発生抑制を図るための取組についてホームページ、SNS、広報などを通じて情報を提供します。
- ・生ごみを減量するための工夫や制度、生ごみ処理機の普及について積極的な広報活動に取り組みます。
- ・食品ロスを含む廃棄物の多量排出事業者に対しては、本市条例に基づく一般廃棄物減量計画書の作成を働きかけます。

② リユース、シェアリングエコノミー活動の推進

- ・市内のNPO法人やリユース事業者などと協力し、“不要なもの”や“欲しいもの”についての情報発信を行うなど、幅広い市民が利用できるしくみを構築します。
- ・市内で電気自動車などのカーシェアリング、シェアサイクルなどのシェアリングエコノミーがすすむようにNPO法人や事業者を支援します。

③ ごみ処理施設の効率的稼働

- ・ごみ収集の効率的なルートについて検討します。
- ・環境に配慮したごみ処理施設の更新をすすめます。

市民

① 食品ロス削減の推進

- ・食材の買い過ぎや料理の作り過ぎの防止、飲食店での食べ残しの削減に取り組みましょう。
- ・生ごみの水切りや堆肥化により、生ごみの削減に取り組みましょう。

② リユース、シェアリングエコノミー活動の推進

- ・一人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう心がけましょう。
- ・リユース、シェアリングを積極的に活用しましょう。

事業者

① 食品ロス削減の推進

- ・適正な生産・在庫管理を行い食品ロスの発生抑制に努めるとともに、食品を有効利用できるフードバンクながはまへの提供などに取り組みましょう。
- ・飲食店や旅館など、生ごみを多く排出する事業者は、食品リサイクル法に基づき、生ごみの資源化・減量に取り組みましょう。

② リユース、シェアリングエコノミー活動の推進

- ・リユース、シェアリングエコノミー活動に参加・協力しましょう。

【重点プロジェクトの指標】

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値
食品ロス削減に向けた市の 情報発信の回数（年間）	2回/年(2017)	3回/年(2022)	3回/年(2028)
1人1日あたりのごみ排出 量	796g/日・人(2017)	780g/日・人(2022)	743g/日・人(2029)

古紙回収に協力しましょう！

お菓子の箱やトイレットペーパーの芯、雑誌などの雑がみは、トイレットペーパーや段ボールなどの製品を作るための資源として再利用することができます。しかし、家庭から出るごみの内訳を調べてみると、燃えるごみの中にこれらの雑がみが相当量含まれています。

資源として再利用できるように、大きい物は折りたんで紐などで縛ったり、小さな物は紙袋や紙箱の中にまとめて入れるなどして、古紙・古布回収に出しましょう。



●古紙として回収できるもの

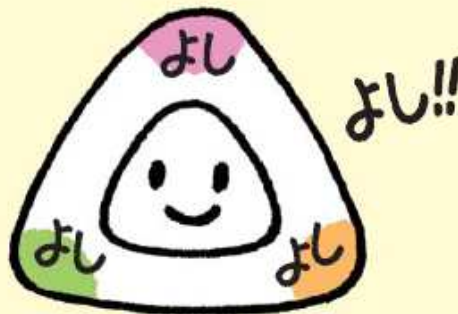
はがき・封筒（個人情報は塗りつぶす。封筒のビニールは取り外す）、学校配布のプリント、ノート、使用済みのコピー用紙、メモ用紙、ティッシュ・お菓子・おもちゃなどの紙箱、カレンダー、トイレットペーパーの芯 など

●古紙として回収できないもの

食品残渣が付着した紙、使用済みペーパータオル、レシート、シール、写真、臭いのついている紙箱、障子紙 など

三方よし!!でフードエコプロジェクト

三方よし!!でフードエコプロジェクト ってなに？



滋賀県では、近江商人たちが昔から大切にしていた、売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をもとに、〈食品ロス〉を減らす〈三方よし!!でフードエコプロジェクト〉に取り組んでいます。ちょっとした心がけで、**売り手よし! 買い手よし! 環境よし!**と誰もが笑顔で「よし!!」となるプロジェクトに、ぜひご協力ください。

「三方よしフードエコ推奨店」制度

滋賀県では、食品ロスの削減に積極的に取り組んでいるお店を「三方よしフードエコ推奨店」として、県ホームページなどで紹介しています。

県ホームページでは、制度の内容

や推奨店の一覧、取組内容などを掲載しています。詳しくは、【滋賀県「三方よしフードエコ推奨店」制度】で検索してください。

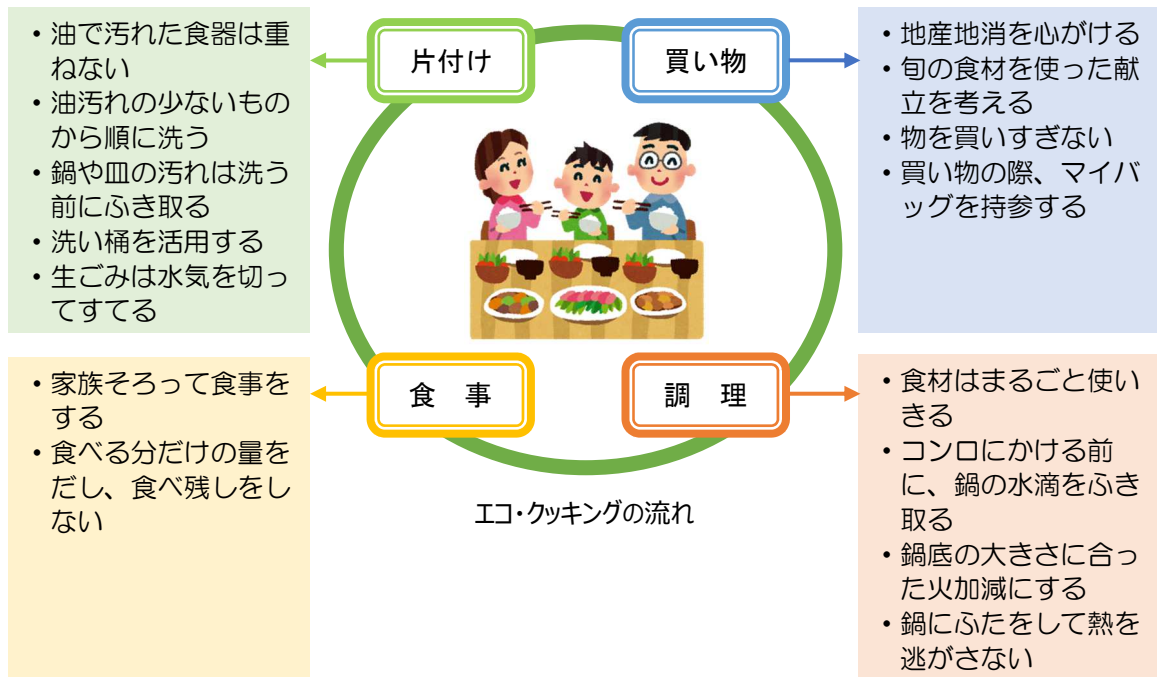


▲推奨店はこのマークが印です。

家族でチャレンジ！エコ・クッキング

エコ・クッキングとは、環境に配慮した料理をすることだけでなく、「買い物」「調理」「食事」「片づけ」の一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送ることをいいます。エコ・クッキングを実践することは、水やエネルギーの使用量、ごみの発生を抑えることに繋がり、家計にも環境にも優しい取組です。

以下の取組を参考に、家族みんなでエコ・クッキングにチャレンジしてみましょう。



※「エコ・クッキング」は、東京ガス(株)の登録商標。

(3) 地球温暖化対策推進プロジェクト（地球温暖化対策関連）

【ねらい】

省エネルギーや再生可能エネルギーの普及により温室効果ガス排出量削減を目的としたプロジェクト

【効果】

■再生可能エネルギーの普及などによる環境負荷が少なく災害に強い循環型まちづくりの実現

【背景】

- ・近年、気候変動による様々な影響が世界各国で問題となっており、このまま地球温暖化対策を何も行わなかった場合、今世紀末までに世界の平均気温が3.3～5.7℃上昇すると予測されています。これに伴い干ばつや洪水、豪雨などの災害も増加すると考えられています。我が国においても例外ではなく、局地的に短時間豪雨や夏季における猛暑などの異常気象が頻発しており、本市においても2022（令和4）年8月に高時川上流において短時間集中豪雨による洪水が発生して大きな被害を受けたことから、環境負荷の軽減と災害対策は喫緊の問題となっています。
- ・本市では令和3年3月に脱炭素社会の実現を目指すため「第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。令和3年4月に国が2030年温室効果ガス削減目標を「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦する」と表明し、また、本市においても令和4年3月に「長浜市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年度までに市全体の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとしたことから、令和5年度に「第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、さらなる脱炭素の取組を計画的に遂行しようとしております。
- ・本市のアンケート調査では、『地域環境保全のための重点施策』として「太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入支援」が最も多く挙げられています。省エネルギー対策と併せて普及がすすみつつある太陽光発電の更なる導入や市の豊かな森林を活用したバイオマスエネルギーの利用をすすめることで、長浜らしい地球温暖化対策を推進していくことが求められています。

【内容】

このプロジェクトでは、日常生活や事業活動におけるエネルギーの省エネルギー化とともに本市の環境特性を活かした太陽光・バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの導入を推進することで、エネルギーの利用に伴う温室効果ガス排出量を削減し、長浜らしい地球温暖化対策を推進します。

特に再生可能エネルギーは、本市の豊かな森林資源などの活用に貢献したり、蓄電池と併せて導入することで災害時のエネルギー源としての利用も期待されることから積極的に導入を推進し、環境負荷が少なく災害に強い循環型まちづくりの実現につなげます。

①省エネルギー対策の推進

エネルギー効率の高い機器の導入や建築物の断熱化などにより、日常生活や事業活動のエネルギー使用量を減らし、温室効果ガス排出量を削減します。

また、市民一人ひとりが地球温暖化防止に強い関心を持ち、積極的にエコ行動に取り組むことができるよう意識啓発を図ります。

②再生可能エネルギーの推進

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、計画に掲げた再生可能エネルギーに関する取組を着実に推進します。

また、本市の特徴である豊かな森林に着目し、既に普及がすすみつつある太陽光発電とあわせてこれらバイオマスエネルギーの有効活用を推進し、温室効果ガス排出量を削減するとともに環境負荷が少なく災害に強い循環型まちづくりの実現をめざします。

【各主体の役割】

行政

①省エネルギー対策の推進

- ・公共施設において省エネルギー設備や高効率機器を積極的に導入し、事務事業に係るエネルギー使用量を減らします。
- ・省エネルギー化につながる設備や環境に配慮した建物（ZEH、ZEB）の普及を推進します。
- ・省エネルギー化につながる設備やエコ行動に関する情報を提供します。

②再生可能エネルギーの推進

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、環境負荷が少なく災害に強い循環型まちづくりの実現を推進します。
- ・公共施設において太陽光発電や蓄電池、木質バイオマスボイラーなどを積極的に導入し、再生可能エネルギーの普及をすすめます。
- ・再生可能エネルギー設置に関する支援をすすめ、市内における太陽光発電や蓄電池の普及をすすめます。

市民

①省エネルギー対策の推進

- ・家電を新たに購入・買い替える時は省エネ性能の高いものを選択しましょう。
- ・家を建て替える・購入する時は省エネ住宅やZEHなど、環境に配慮した住まいを検討しましょう。
- ・家庭におけるエコ行動を実践しましょう。

②再生可能エネルギーの推進

- ・災害時の非常用電源や暖房として太陽光発電や蓄電池、薪・ペレットストーブなどの導入を検討しましょう。

事業者

①省エネルギー対策の推進

- ・設備を新たに導入する時は省エネ性能の高いものや高効率な設備を選択しましょう。
- ・建物を建てる時はZEBなど環境に配慮した建物を検討しましょう。
- ・オフィスでできる節電などエコ行動を実践しましょう。
- ・販売店では、省エネ性能の優れた設備などに関する情報を顧客に提供し、積極的な導入をすすめます。

②再生可能エネルギーの推進

- ・災害時の非常用電源や暖房として太陽光発電や蓄電池、薪・ペレットボイラーなどの導入を検討しましょう。

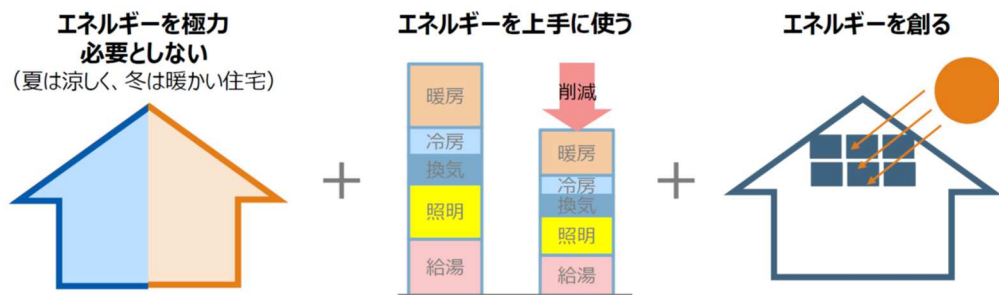
【重点プロジェクトの指標】

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値
不要な電気を消すなど 節電の取組率	51.8%(2017)	—	65%(2028)
市内再生可能エネルギー 設備の容量合計	—	50,173kw(2019)	107,528kw(2030)

ZEH(ゼッチ)について学ぼう

「ZEH」は、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーとでバランスをとり、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことです。

「ZEH」は、家全体の断熱性や設備の効率化を高めることで、夏は涼しく冬は暖かいという快適な室内環境をたもちながら省エネルギーをめざします。



出典 資源エネルギー庁ホームページより

「ZEH」が注目される背景には、住宅でのエネルギー消費量の大きさという問題があります。エネルギー消費といえば企業や工場などが注目されがちですが、実は、日本国内の全エネルギー消費量の13.8%を住宅が占めています。住宅での省エネをより進めることができれば、全体のエネルギー消費量にも大きなインパクトがあります。

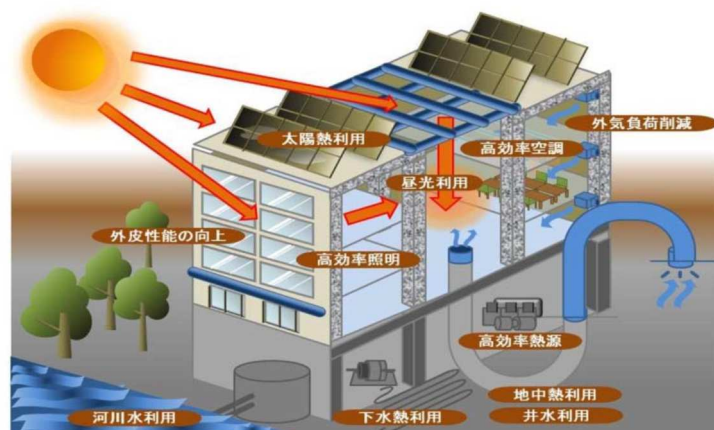
ZEH化した住宅に蓄電システムを備えれば、停電した時にも電気を供給できるなど、災害に強い家としても力を発揮できます。さらなるメリットとして、温度差のある部屋の間を移動した時に起こりやすいヒートショックのリスクが低減されるなど、住宅の高断熱化によって快適になるだけでなく、健康面のメリットも期待できます。

ZEB(ゼブ)について学ぼう

「ZEB」は、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略語で、1年間に消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする建築物のことです。

国のエネルギー基本計画では、2020年までに新築公共建築物などでZEBを実現、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現という目標が示されています。

ZEBにすることで建物のエネルギー消費を極力抑え光熱費を下げることができる点はもちろん、災害時でもエネルギー的に自立できる点が期待されています。



出典 「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」(資源エネルギー庁)

統一省エネラベルで賢くお買いもの

統一省エネラベルとは、一般財団法人省エネルギーセンターが提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示で、自動車、エアコン、照明器具、テレビなど全32品が対象となっています。対象製品の省エネ性能が分かるのはもちろん、製品を購入する際に省エネ性能などを比較し選択することができます。

まずは店員さんに相談して自分の生活にあった製品を選びましょう。



<年度>

<省エネ性能>

☆1～5で評価されており、☆の数が多いものを選びましょう。

<省エネ基準達成率>

省エネ基準を100%以上達成している緑のマークのものを選びましょう。

<目安の年間電気料金>

料金が安いものを選びましょう。

①省エネ性マーク

トップランナー基準を達成した製品は緑色、未達成の製品は橙色のマークで表示しています。

②省エネ基準達成率

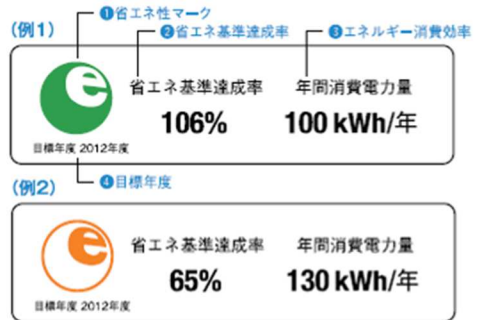
対象の製品がトップランナー基準をどの程度達成しているかを率で表示しています。

③エネルギー消費効率

製品ごとに定められた測定方法によって得られた数値を表示しています。

④目標年度

トップランナー基準を達成すべき年度で、製品により異なります。

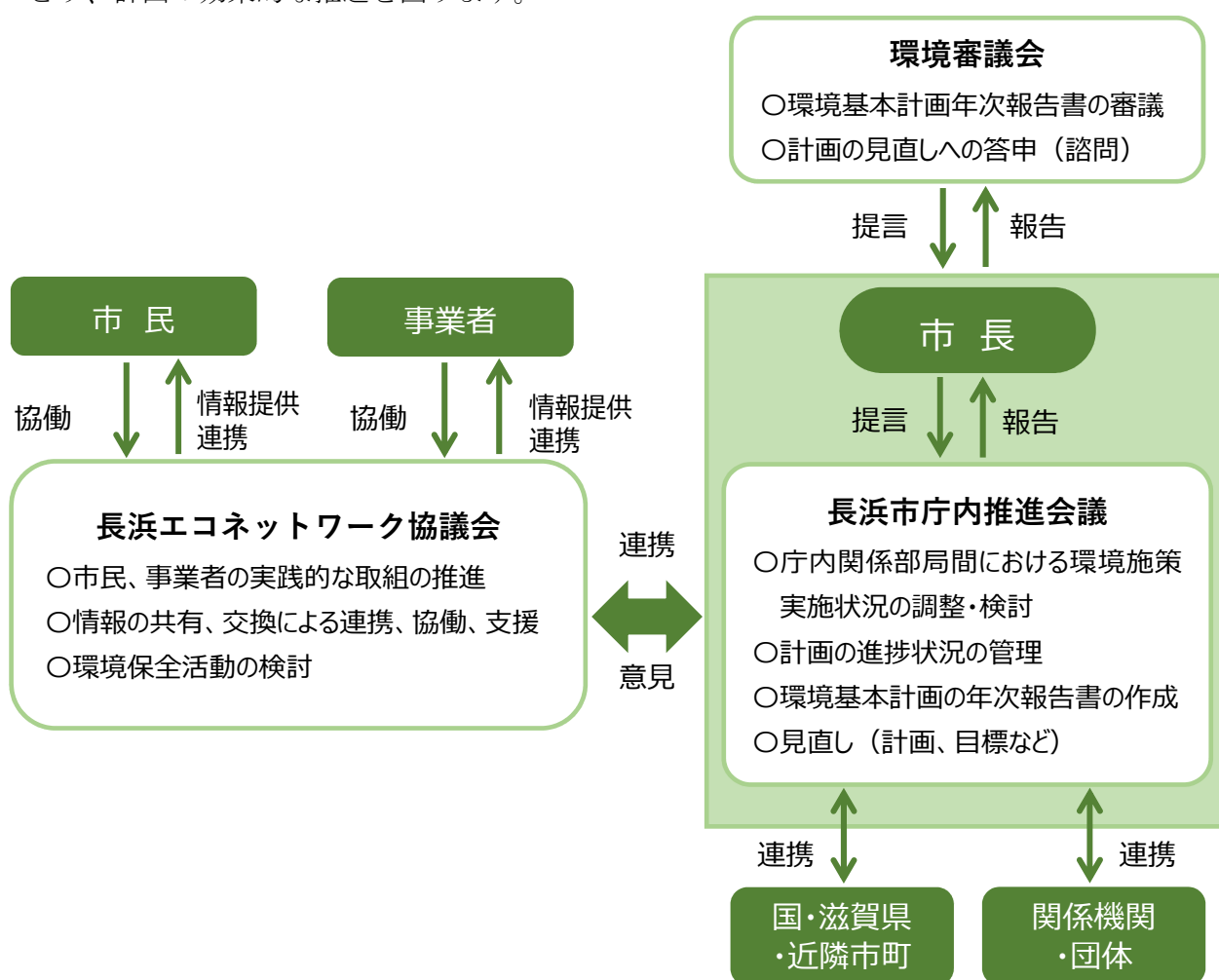


出典「省エネ性能カタログ 2017年夏版」(資源エネルギー庁)

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市が、それぞれ創意工夫して、お互いに連携しながら効率的かつ確実に推進していく必要があります。このため、以下のような推進体制をとり、計画の効果的な推進を図ります。



【環境審議会】

学識経験者、各種関係団体、関係行政機関の委員で構成され、環境の現状や環境施策の進捗状況などを公平かつ専門的な立場から審議します。

【長浜市庁内推進会議】

庁内の関係部局から横断的に構成され、環境審議会や長浜エコネットワーク協議会からの意見・提案を踏まえ、計画の進行管理、計画の見直しなどをすすめます。

【長浜エコネットワーク協議会】

市民・事業者・市民活動団体で構成された協議会で、ネットワークづくりや環境関連の情報を広く発信するとともに、環境保全に向けた実践的な取組を企画・実施します。

【広域的な連携体制】

河川や琵琶湖、山地などの自然環境の保全や公共交通対策など、周辺都市と共通する課題に対応していくために、近隣都市や県、国などと連携し、広域的な視点で取り組みます。

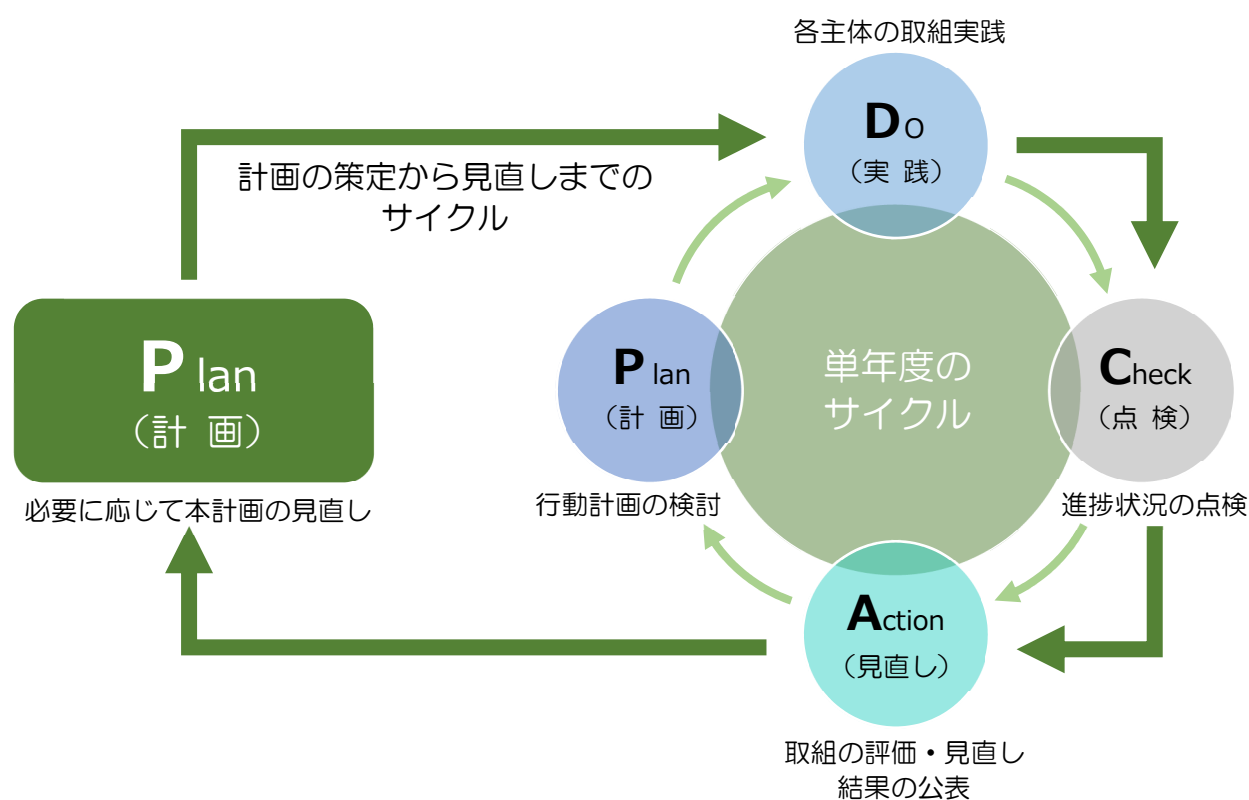
2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を効果的に推進するには、進捗状況を把握・管理し、市民に公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をPDCAサイクルに基づき管理します。

本計画の施策や取組の進捗状況、数値目標の達成状況などについて、毎年度点検、見直しを行い、次年度の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。



(2) 結果の公表

本計画の進行管理に当たっては、長浜市環境審議会において、計画の推進に関する意見を求めるとともに、基本方針及び指標の達成状況や施策の実施状況などについて調査し、年次報告書として整理・報告します。

また、本計画の施策の進捗状況を広く市民が知ることができるように、ホームページや「広報ながはま」などを通じて公表します。

計画の推進を評価する指標一覧

項目名	2018年度 現状値	2023年度 現状値	2028年度 目標値	備考	関連課
市産材素材（丸太）の年間生産量	10,628m ³ /年 (2017)	9,346m ³ /年 (2022)	15,500m ³ /年 (2028)	・市の人工林面積は 12,854.6ha。	森林田園整備課
遊休農地面積	51ha(2017)	46ha(2022)	46ha(2028)		農業委員会
環境保全型農業直接支払交付金面積	—	2,337ha (2022)	2,467ha (2028)		農業振興課
ナガエツルノゲイトウの生育面積	1,200 m ² (2017)	27,600 m ² (2022)	0 m ² (根絶) (2028)	・北湖の本種の生育面積 2.81ha。	環境保全課
里山づくり講座受講者（年間）	57人/年 (2017)	118人/年 (2022)	300人/年 (2028)	・ながはま森林マツチングセンターの事業実績より	森林田園整備課
市内河川の BOD 濃度 (2.0mg/L 以下)	35/41 地点 (2017)	36/36 地点 (2022)	全地点 (2028)	・市内河川で定期的に行う水質検査の結果数値。	環境保全課
大気環境基準適合率 (3項目)	3項目全て基準適合(2017)	3項目全て基準適合(2022)	3項目全て基準適合(2028)		環境保全課
騒音に関する環境基準達成率	100% (2017)	100% (2022)	100% (2028)		環境保全課
きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	20件 (2017)	31件 (2022)	35件 (2028)	・市内の自治会数は426。	環境保全課
環境保全協定の締結事業所数	36事業所 (2017)	40事業所 (2022)	45事業所 (2028)	・市内の事業所数は5,462事業所。	環境保全課
「広場・公園などが充実している」に関する満足度	32.5% (2017)	—	40% (2028)	・アンケートより把握。	環境保全課
「自然や街並みの景観が美しい」に関する満足度	50.6% (2017)	—	60% (2028)	・アンケートより把握。	環境保全課
「その他住宅」の空き家率	5.5% (2013)	7.3% (2018)	7.3%以下 (2028)	・住宅・土地統計調査より	住宅課など
1人1日あたりのごみ排出量	796g/日・人 (2017)	780g/日・人 (2022)	743g/日・人 (2029)		環境保全課
多面的機能補助金交付の補助件数（年間）	10件 (2017)	14件 (2022)	10件 (2028)		森林田園整備課
市内再生可能エネルギー設備の容量合計	—	50,173kw (2019)	107,528kw (2030)		環境保全課
温室効果ガス排出量（年間）	1,598.3千t-CO ₂ (2013)	952.8千t-CO ₂ (2020)	799.2千t-CO ₂ (2030)		環境保全課
電気自動車普及率	—	3.3% (2017)	10% (2030)		環境保全課
適応策に関する情報の発信回数（年間）	0回 (2017)	3回 (2022)	6回 (2030)		環境保全課
環境保全に係る催しなどへの参加者数（年間）	1,043人/年 (2017)	938人/年 (2022)	2,300人/年 (2028)		環境保全課
大学との連携事業の総数（累計）	34件 (2017)	24件 (2022)	35件 (2028)		政策デザイン課

長浜エコネットワーク協議 会参加団体数	16 団体 (2017)	20 団体 (2022)	30 団体 (2028)		環境保全課
1ヶ月の市ホームページ 閲覧数	291,800 回 (2017)	422,085 回 (2022)	380,000 回 (2028)		広報報道課
ウォーキングなど自然を体 験する活動への参加率	32% (2017)	—	40% (2028)	・アンケートより把 握。	環境保全課
食品ロス削減に向けた市 の情報発信の回数（年 間）	2 回 (2017)	3 回 (2022)	3 回 (2028)		環境保全課
不要な電気を消すなど節 電の取組率	51.8% (2017)	—	65% (2028)	・アンケートより把 握。	環境保全課

資 料 編

資料 1	基本施策と主な担当課	資－ 1
資料 2	長浜市環境基本条例	資－ 3
資料 3	計画策定の体制	資－ 7
資料 4	計画策定の経過	資－ 9
資料 5	用語集	資－10

資料 1 基本施策と主な担当課

基本方針	主な取組	施策	関連課	
基本方針 1 良好な自然環境の保全・再生	①自然環境の保全・再生推進	・山林の適切な保全	森林田園整備課	
		・農地の適切な保全	農業振興課 森林田園整備課	
		・河川・琵琶湖などの保全	道路河川課 農業振興課 環境保全課	
	②生物多様性の保全・再生推進	・生物の生息・生育状況の把握	環境保全課	
		・生物の保全・管理	環境保全課 森林田園整備課 農業振興課	
		・外来生物対策の強化	環境保全課 農業振興課	
		・環境に配慮した農林水産業	農業振興課 森林田園整備課	
	③自然の恵みの持続的な活用推進	・自然とふれあう場と機会の提供	環境保全課 森林田園整備課 農業振興課 教育指導課 文化観光課 文化スポーツ課	
		・農林水産物の地産地消・ブランド化の推進	森林田園整備課 農業振興課 商工振興課	
	基本方針 2 ひとの健康と安全を守る生活環境の保全	④環境公害防止に向けた継続的な監視	・水質の保全	環境保全課 農業振興課 道路河川課 下水道施設課
			・大気の保全	環境保全課
			・騒音・振動の防止	環境保全課 道路河川課
・光害などの防止			環境保全課 建築課	
・有害化学物質・放射性物質の監視測定			環境保全課 防災危機管理課	
・不法投棄の防止			環境保全課 など	
⑤公害の未然防止		・事業所への指導の徹底	環境保全課	
		・環境保全協定の締結推進	環境保全課	
基本方針 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり	⑥水とみどりの保全・再生推進	・公園・緑地の整備・維持管理の推進	都市計画課 道路河川課 都市計画課	
		・親水空間の保全	都市計画課 道路河川課	
	⑦歴史・文化の保存・活用推進	・歴史資源や文化財の保存・活用	生涯学習課	
		・市民文化活動の推進	文化観光課 市民活躍課	
	⑧景観の保全・創造推進	・まちなみ景観の形成	都市計画課	
		・空き家・空き地の管理・活用の推進	住宅課 など	
		・地域美化の推進	環境保全課 など	

基本方針	主な取組	施策	関連課
基本方針4 もの・水・エネルギーの循環の創出	⑨3Rの推進	・ごみの発生抑制	環境保全課
		・物の再使用	環境保全課
		・リサイクルの推進	環境保全課
	⑩水循環の保全・再生推進	・水の適正な利用推進	環境保全課
		・水循環の促進	環境保全課 道路河川課 下水道施設課 農業振興課 森林田園整備課
	⑪エネルギーの効率的・有効活用の推進	・省エネルギーの推進	環境保全課 など
・再生可能エネルギーなど環境に配慮したエネルギーの利用促進		環境保全課 森林田園整備課	
基本方針5 地球環境保全への貢献	⑫地球温暖化緩和策の推進	・地球温暖化対策に向けた行動の促進	環境保全課 など
		・市の先導的取組の推進	総務課 環境保全課
	⑬地球温暖化適応策の推進	・地球温暖化リスクの把握及び対策の検討・実践	環境保全課 など
		・地球温暖化リスクとその対策に関する情報の発信	環境保全課 など
基本方針6 行動と連携による長浜エコ人づくりの推進	⑭環境教育・学習の推進	・学校での環境教育の充実	環境保全課 教育指導課
		・家庭や地域、職場での環境学習の充実	環境保全課
	⑮環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進	・環境関連団体などの育成・支援推進	環境保全課
		・長浜市官民パートナーシップの活動支援	環境保全課
	⑯協力体制づくりの推進	・様々な活動主体間との連携強化	環境保全課 市民活躍課
⑰環境情報の収集・発信	・様々な媒体を活用した環境関連情報の発信推進	環境保全課 広報報道課	

資料2 長浜市環境基本条例

平成18年2月13日条例第90号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的な方針（第8条）
- 第3章 実現のための方策（第9条—第14条）
- 第4章 推進のための施策（第15条—第21条）
- 第5章 環境審議会（第22条）
- 第6章 雑則（第23条・第24条）
- 附則

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにとってのよいとやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまうかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。

今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわりの環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。

このように、環境を大切にする人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者及び滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。

- 2 環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つことにより、自然と人が共生できるように、適切に行われなければなりません。
- 3 環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

(市の役割と責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的及び総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。
- 3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。

- 2 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(事業者の役割と責務)

第6条 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。

- 2 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(滞在者の役割と協力)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。

- 2 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 基本的な方針

(環境施策の基本方針)

第8条 市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければなりません。

- (1) 公害の防止と生活環境の保全
- (2) 資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等
- (3) 歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保
- (5) 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護など地球環境の保全

第3章 実現のための方策

(市、市民、事業者等の協働・連携)

第9条 市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(広域的連携と国際協力)

第10条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

(環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的及び計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めなければなりません。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項で定められた手続によります。

（環境基本計画との整合）

第12条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

（環境配慮指針）

第13条 市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。

2 市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第4章 推進のための施策

（環境学習の推進等）

第15条 市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

（環境情報の収集及び提供）

第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

（経済的措置等）

第17条 市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

（自主的な環境管理の促進）

第18条 市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

（公共施設の整備等）

第19条 市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。

2 市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

（環境にやさしい日）

第20条 市民、事業者等の中に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

（監視体制の整備）

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、長浜市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

(1) 環境の保全と創造に関する基本的事項や重要事項

(2) 環境基本計画に関すること。

(3) その他環境の保全と創造に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関して、市長に意見を述べることができます。

4 前3項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に関して必要な事項は、市長が定めます。

第6章 雑則

(推進と調整体制の整備)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的に推進及び調整するため、必要な体制を整備します。

(委任)

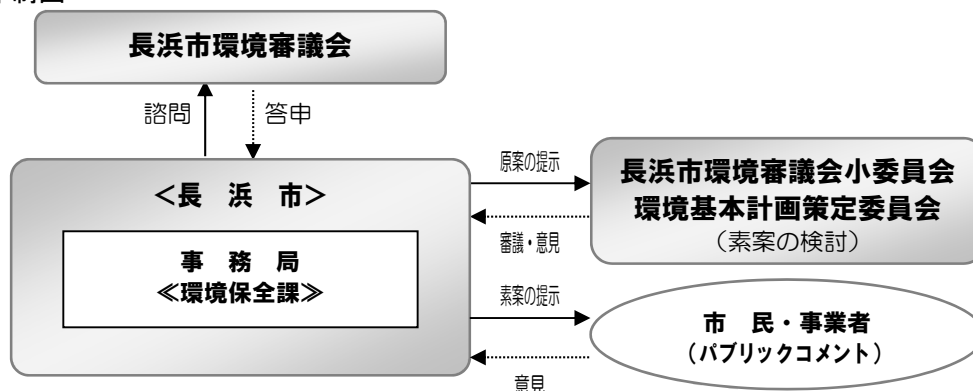
第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成18年2月13日から施行します。

資料3 計画策定の体制

■策定体制図



第2次長浜市環境基本計画 策定時

■長浜市環境審議会委員名簿（平成29年11月1日～令和元年10月31日）

上河原 献二	公立大学法人滋賀県立大学環境科学部教授
東 善 広	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター専門研究員
今 村 綾	学校法人関西文理総合学園長浜バイオ大学講師
石 道 華子	長浜商工会議所女性会会長
岸田 美津子	東浅井・びわ商工会東浅井商工会女性部長
大 橋 延 行	長浜北商工会副会長
中 島 一 枝	JA レーク伊吹農業協同組合経営管理委員
池 田 美由紀	JA 北びわこ農業協同組合経営管理委員
膽 吹 憲 男	滋賀北部森林組合参事
川 越 清 孝	長浜市伊香森林組合代表理事組合長
藤 井 恒 夫	南浜漁業協同組合代表理事組合長
阪 田 光 雄	高時川漁業協同組合代表理事組合長
八 木 隆 道	長浜市連合自治会北郷里連合
瀧 本 登 茂子	ながはまアメニティ会議理事
伊 藤 泰 子	長浜市消費学習研究会会長
日 比 浅 嗣	長浜市水生生物少年少女調査隊指導者連絡会代表
南 部 正 子	エコこほく代表
岡 田 敏 之	長浜警察署生活安全課長
川 崎 竹 志	滋賀県湖北環境事務所所長
小 川 幸 男	湖北広域行政事務センター事務局長

■長浜市環境審議会小委員会 環境基本計画策定委員名簿

瀧 健太郎	滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科
松宮 誠也	長浜青年会議所
大野 規夫	東浅井商工会
前川 和彦	長浜北商工会
家倉 敬和	お米の家倉/konefa
橋本 勘	ながはま森林マッチングセンター
宮本 麻里	子育て応援カフェ LOCO
藤森 匠	滋賀県湖北環境事務所
峯 正人	湖北広域行政事務センター

第2次長浜市環境基本計画 中間見直し策定時

■長浜市環境審議会委員名簿（令和3年11月1日～令和5年10月31日）

上河原 献二	公立大学法人滋賀県立大学環境科学部教授
木村 道徳	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター主任研究員
岩本 昌子	学校法人関西文理総合学園長浜バイオ大学准教授
川口 由美子	長浜商工会議所女性会副会長
岸田 美津子	長浜市商工会女性部部长
北川 富美子	JA レーク伊吹農業協同組合経営管理委員
池田 美由紀	JA 北びわこ農業協同組合経営管理委員
田中 盛雄	滋賀北部森林組合業務部長
高橋 市衛	長浜市伊香森林組合専務理事
藤井 恒夫	南浜漁業協同組合代表理事組合長
久保田 誓	杉野川漁業協同組合代表理事組合長
高山 茂二	長浜市連合自治会上草野連合
瀧本 登茂子	ながはまアメニティ会議副会長
大橋 香代子	長浜市消費学習研究会会長
不破 正和	長浜市水生生物少年少女調査隊指導者連絡会代表
南部 正子	エコこほく代表
大楽 淳也	長浜警察署生活安全課長
大菅 博樹	滋賀県湖北環境事務所所長
秋野 忍	湖北広域行政事務センター事務局長

第2次長浜市環境基本計画 中間見直し策定時（委員改選後）

■長浜市環境審議会委員名簿（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

上河原 献二	公立大学法人滋賀県立大学環境科学部教授
木村 道徳	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター主任研究員
今村 綾	学校法人関西文理総合学園長浜バイオ大学講師
川口 由美子	長浜商工会議所女性会副会長
岸田 美津子	長浜市商工会女性部部长
北川 富美子	JAレーク伊吹農業協同組合経営管理委員
池田 美由紀	JA北びわこ農業協同組合経営管理委員
田中 盛雄	滋賀北部森林組合業務部長
高橋 市衛	長浜市伊香森林組合専務理事
寺田 優人	南浜漁業協同組合専務理事
酒井 林嗣	丹生川漁業協同組合代表理事組合長
高山 茂二	長浜市連合自治会上草野連合
瀧本 登茂子	ながはまアメニティ会議副会長
大橋 香代子	長浜市消費学習研究会会長
不破 正和	長浜市水生生物少年少女調査隊指導者連絡会代表
前川 洋子	エコこほく代表
大楽 淳也	長浜警察署生活安全課長
大菅 博樹	滋賀県湖北環境事務所所長
秋野 忍	湖北広域行政事務センター事務局長

資料4 計画策定の経過

■第2次長浜市環境基本計画策定経過

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
平成 29 年 11 月 21 日	第 1 回 長浜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●長浜市環境基本計画進捗状況について ●第2次長浜市環境基本計画策定について
平成 29 年 12 月 8 日～ 12 月 25 日	市民・事業者向けアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●「長浜市の環境に関するアンケート調査」 (市民 415 人、96 事業者が回答)
平成 30 年 3 月 16 日	長浜市環境審議会小委員会 第 1 回 環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次長浜市環境基本計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果について ・ 基礎調査報告書について ・ 計画の骨子案について
平成 30 年 3 月 22 日	第 2 回 長浜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次長浜市環境基本計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果について ・ 基礎調査報告書について ・ 計画の骨子案について
平成 30 年 7 月 12 日	第 2 回 環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●現行計画の進捗状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の施策の評価 ●環境基本計画に係る施策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の体系について ・ 具体的な取組について
平成 30 年 10 月 9 日	第 3 回 環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標について ●重点プロジェクトについて
平成 30 年 11 月 19 日	第 4 回 環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次長浜市環境基本計画の素案について
平成 30 年 11 月 20 日	第 3 回 長浜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次長浜市環境基本計画の素案について
平成 30 年 12 月 27 日～ 平成 31 年 1 月 28 日	パブリックコメントの実施	
平成 31 年 2 月 12 日	第 5 回 環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●第2次長浜市環境基本計画（案）及び概要版（案）について
平成 31 年 2 月 13 日	第 4 回 長浜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●第2次長浜市環境基本計画（案）及び概要版（案）について

■第2次長浜市環境基本計画中間見直し経過

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
令和5年 4月24日	第1回 長浜市環境審議会	●第2次長浜市環境基本計画の中間見直しについて
令和5年 10月16日	第2回 長浜市環境審議会	●第2次長浜市環境基本計画の中間見直しパブリックコメントに向けた素案について
令和6年 1月30日	第3回 長浜市環境審議会	●第2次長浜市環境基本計画の中間見直しパブリックコメントの結果について

資料5 用語集

<数字・アルファベット>

3R	リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称のこと。
BEMS	Building Energy Management System の略。商用ビルを対象としたエネルギー管理システムの一つであり、電気使用量の可視化、節電の為に機器制御などを行うシステムのこと。
PM _{2.5}	大気中に浮遊している 2.5 μ m 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: 10 μ m 以下の粒子) よりも小さな粒子。
SDGs	2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。Web 上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのこと。
ZEB	Net Zero Energy Building の略。オフィスビルなどを中心とする業務部門におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間のエネルギー消費量が正味 (ネット) でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。
ZEH	Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを創り、年間に消費する正味 (ネット) のエネルギー量が概ねゼロとする住宅のこと。

<五十音>

ア行

一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 2 条第 2 項において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
エコ・クッキング	エコ (eco) とクッキング (cooking) を組み合わせた造語。キャベツの芯、ダイコンの葉など捨ててしまいがちなものも役立て、食材を無駄なく使う、環境負荷の低減に配慮した料理法のこと。
エコツーリズム	エコロジー (ecology) とツーリズム (tourism) を組み合わせた造語。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく取組。観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、気体のうち赤外線を吸収する能力を持つもののこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

カ行	
外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物法では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。
環境保全協定	事業者自らが、積極的に環境保全の取組を進めるため、事業者と市が締結する協定のこと。事業者は、環境法規制を遵守する旧来の環境管理から、地域環境、さらには地球環境へと、より高い環境目標に自主的に取り組むことが求められている。
サ行	
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱などがある。自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
再生利用	ごみを原料として再利用すること。別名マテリアルリサイクルともいう。
市民参加の森	植樹祭や森づくり、下刈り、間伐、みどりの里親制度など、市民参加による取組のこと。
シェアリングエコノミー	もの、空間、時間、スキルなどを共有する（貸し借りする）経済活動といった意味で、基本的には、個人間の貸し借りを指すことが多い。企業などの事業者が仲介するサービスを含めてシェアリングエコノミーということもある。
省エネ性能	「省エネルギー性能」の略語。石油・電力・ガスなどのエネルギーを消費していく段階で無駄を省き、効率的に利用し、その消費量を節約する能力のこと。
浄化槽	下水浄化設備の一つ。下水道未整備地区で生活雑排水やし尿が発生する場合、一時貯留・浄化してから放流しなければならないため、このための施設を浄化槽または合併処理浄化槽という。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
親水空間	水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーションを通じて、海、湖沼や河川等に身近に親しめる場のこと。
水源かん養機能	地表面あるいは地中を流動している表流水や地下水に対し、河川や地下水の水量を枯渇しないように補給する働き（能力）のこと。都市化などにより、雨水の地下浸透が阻害されると、水源かん養機能が低下する。
水洗化率	下水道水洗化率。下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続しているかを示すもの。
生活排水	一般的な日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川などの公共水域あるいは下水道に排出される汚水のこと。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性とも言う）から構成される。

タ行

地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減など、環境面においても効果が期待できる。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。

ハ行

バイオマスエネルギー	生物資源あるいはそこからの廃棄物に基づくエネルギー源のこと。薪炭・稲わら・製材くずなどの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効した。産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分低く抑えることを目標としている。2021（令和 3）年 11 月 13 日英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）において、世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力を追求することが盛り込まれたグラスゴー気候合意が採択された。パリ協定の実施指針（ルールブック）についても、未決定要素だった同協定 6 条（市場メカニズム）に関する基本的な基準について合意に達し、これによってパリ協定が完全に運用されることとなった。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。都市では高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部に比べ気温が高くなっている。
フロン（類）	炭素と水素のほか、フッ素や塩素、臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として 20 世紀後半に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。

マ行

マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5 mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。
マイバッグ	マイ（my）とバッグ（bag）を組み合わせた造語。スーパーなどで購入した品物を入れるために消費者が持参する袋。買い物袋。エコバッグ。

ヤ行

有害化学物質	環境を經由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。
--------	--

第2次長浜市環境基本計画

中間見直し改定：令和6年3月 長浜市

発行：平成31年3月 長浜市

編集：長浜市役所 市民生活部 環境保全課

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地

TEL 0749-65-6513 FAX 0749-64-1437

メールアドレス：kankyou@city.nagahama.lg.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.nagahama.lg.jp/>